

## 福岡県における就学指導の現況と課題

Present state and plans for the future of the admission panel  
for children with disabilities in Fukuoka prefecture

大 平 壇  
Dan OHIRA  
障害児教育講座

木 船 憲 幸  
Noriyuki KIFUNE  
障害児教育講座

石 坂 郁 代  
Ikuyo ISHIZAKA  
障害児教育講座

納 富 恵 子  
Keiko NOTOMI  
障害児教育講座

太 田 富 雄  
Tomio OHTA  
附属障害児治療教育センター

(平成17年9月30日受理)

### I. はじめに

2000年6月に「21世紀の特殊教育のあり方に関する調査研究協力者会議」が設置され、2001年1月15日に「21世紀の特殊教育の在り方について～一人一人のニーズに応じた特別な支援の在り方について～(最終報告)」が同会議により答申されて以来、わが国では特殊教育から特別支援教育へと大きな転換を迎えている。その間、2001年1月6日の中央省庁再編に伴って、旧文部省は文部科学省となるとともに、特殊教育課は特別支援教育課になった。その後の2003年3月28日に特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議から答申された「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」では、「特別支援教育とは、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、その対象でなかったLD, ADHD, 高機能自閉症も含めて障害のある児童生徒に対してその一人一人の教育的ニーズを把握し、当該児童生徒の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育を通じて必要な支援を行うものと言うことができる。もとより、この特別支援教育は、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するためのものと位置付けられる」とされた。

「21世紀の特殊教育の在り方について～一人一人のニーズに応じた特別な支援の在り方について～(最終報告)」では、「今後の特殊教育の在り方についての基本的な考え方」として、「(1)ノーマライゼーションの進展に向け、障害のある児童生徒等の自立と社会参加を社会全体として、生涯にわたって支援する」こと、「(2)教育、福祉、医療、労働等が一体となって乳幼児期から学校卒業後まで障害のある子ども及びその保護者等に対する相談及び支援を行う体制を整備する」ことを挙げている。その考え方は「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」に引き継がれている。具体的には、小・中学校について、校内支援体制の確立(特殊学級から学校としての全体的・総合的な対応へ)、特別支援教育コーディネーターの配置、専門家の活用、専門家チーム(LDの判断・対応)、巡回相談、

---

本研究は、科学研究費補助金基盤研究(B)(課題番号:15330202)(研究代表者:木船憲幸)によった。

特殊教育諸学校について、地域センター化＝特別支援学校（仮称）、特別支援教育コーディネーターの配置、両者について「個別的教育支援計画」の作成、関係機関の有機的な連携と協力、就学前との連携などが提言されている。

生涯にわたる一貫した支援という観点で学校教育をみると、特に就学时、卒業時における関係機関との連携が非常に重要であることがわかる。そのうち就学时における支援は、子どもが適切な教育・支援を受けられるかどうかと直結しており、当然卒業後のあり様にも大きく影響するものであり、重要な観点である。この点で現在その役割を果たしているのは就学指導委員会である。同委員会の在り方については、「21世紀の特殊教育の在り方について～一人一人のニーズに応じた特別な支援の在り方について～（最終報告）」において、1章を設けて「就学指導の在り方の改善について」として具体的な指摘がなされている。

## 第2章 就学指導の在り方の改善について

- 1 乳幼児期から学校卒業後まで一貫した相談支援体制の整備について
- 2 障害の程度に関する基準及び就学手続きの見直しについて
- 3 就学指導委員会の役割の充実について

特に「就学指導委員会の役割の充実について」では、Table 1のように提言されている。

注目すべきは、①児童生徒の障害の状態や保護者の意見等を十分に把握するため、早期からの教育相談の成果を活用することが必要であるとした点、ならびに②就学指導委員会が、特殊学級、通級による指導等の教育的支援の内容等について校長に助言したり、③当該市町村立の小・中学校や養護学校等に就学した障害のある児童生徒に対する就学指導のフォローアップを行うなどその機能の充実を図る必要があるとした点であろう。②の校長

Table 1 就学指導委員会の役割の充実について

「21世紀の特殊教育の在り方について～一人一人のニーズに応じた特別な支援の在り方について～（最終報告）」（2001）より一部改変して引用。

### ア) 就学指導委員会の位置づけの明確化

昭和53年10月6日付け文部省初等中等教育局長通達（文初特第309号）において規定されていた就学指導委員会の設置、構成、役割等については、平成12年4月1日の地方分権一括法の施行に伴い機関委任事務制度が廃止されたことにより、失効。

しかし、障害のある児童生徒の特別な教育的ニーズに応じた教育を行うために就学指導委員会は今後とも必要であり、その位置付けを明らかにする必要がある。

### イ) 早期からの教育相談の成果を活用／保護者が意見表明する機会の設定

児童生徒の障害の状態や保護者の意見等を十分に把握するため。

### ウ) 就学指導のフォローアップを行うなど機能の充実を図る

特殊学級、通級による指導等の教育的支援の内容等について校長に助言するなど。

### エ) 小規模市町村教育委員会は、共同で就学指導委員会を設置することを検討

就学指導委員会の委員は、幅広い検討を行うため、様々な分野の専門家や地域の有識者等で構成されることが望ましいが、地域によっては、特殊教育の専門家が十分に確保できない場合があるため。

### オ) 都道府県教育委員会による市町村教育委員会の就学指導への支援

都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会に対して特殊教育の専門家による巡回相談を行ったり、教育相談、就学指導に関する研修会を開催するなど市町村教育委員会の行う就学指導への支援を行う。

### カ) 都道府県教育委員会が設置する就学指導委員会の役割

- 具体的な盲・聾・養護学校の指定や盲・聾・養護学校に在籍している児童生徒の転学等について専門的な立場で、調査及び審議を行い教育委員会に助言するなど
- 市町村教育委員会の判断と保護者等の意見がくいちがう場合、客観的な立場から専門的な助言を行う。
- 都道府県立の盲・聾・養護学校に就学した児童生徒に対する就学指導のフォローアップを行う。

## 福岡県における就学指導の現況と課題

に対する助言は、③の就学後のフォローアップに含まれるものといえるので、つまるところ

### A. 早期からの教育相談の成果の活用

### B. 就学後のフォローアップ

の2つである。それではどうやってA. 早期からの教育相談の成果を活用するのか、が問題となる。これについては当該「就学指導委員会の役割の充実について」の同章内前項との流れを踏まえる必要がある。

Table 2に前項に当たる「乳幼児期から学校卒業後まで一貫した相談支援体制の整備について」の内容をまとめて示した。都道府県教育委員会の役割として示されている部分から、次のことが分かる。市町村教育委員会レベルで関連機関と連携した相談・支援体制を整備する。具体的な相談等は、少なくとも次の2点を含む。①関連機関を含めた関係者で構成した「特別の相談支援チーム」が健康診断等の場で教育相談を行う。②「教育相談担当者」が就学前機関に対する巡回教育相談を行う。都道府県教育委員会はこれを支援する。

ここで、国の役割として、上記「相談支援体制や特別の相談支援チームと、就学指導委員会等の機関との役割分担等について検討」とあることに注目したい。すなわち、回答申では、就学指導委員会は早期からの教育相談の成果を活用すべきこととされたが、どのようにして活用するのかは、今後の検討を待たなければならない、ということである。この点については「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」、「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（中間報告）」（2004年12月1日 中央教育審議会）のいずれにおいても明確にされていない。

### Table 2 乳幼児期から学校卒業後まで一貫した相談支援体制の整備について

「21世紀の特殊教育の在り方について～一人一人のニーズに応じた特別な支援の在り方について～（最終報告）」（2001）より一部改変して引用。

#### ア) 市町村教育委員会

- ①福祉、医療、労働等の関係部局との連携に基づく相談支援体制の整備
- ②特別の相談支援チーム：教育委員会や学校、医療機関、児童相談所、保健所等の関係者で構成。健康診断や育児相談等の場において、教育相談を同時に開催するなどにより、教育・発達相談の機会の充実を図る。
- ③教育相談担当者：教育相談体制の充実を図るため、特殊教育について豊かな経験と知識を有する退職教職員等を活用。
- ④教育相談担当者の研修を充実、心理学、医学等関係分野の専門家の助言や支援を受けるなどの取組に努める。
- ⑤巡回教育相談：障害のある幼児が就園している幼稚園や保育所に、教育相談担当者を定期的に派遣。
- ⑥幼稚園や保育所の職員と合同の職員研修会を開催する。
- ⑦⑤、⑥などによって関係する機関の職員間の交流を行う。

#### イ) 国

- ①特別の相談支援チームの具体的な機能や構成員について検討。
- ②教育・発達相談の記録の継続的な活用方策について検討。
- ③具体的な支援の内容を選択するための手続きについて検討
- ④相談支援体制や特別の相談支援チームと、就学指導委員会等の機関との役割分担等について検討。

#### ウ) 都道府県教育委員会

- ①県段階での福祉、医療、労働等の関係部局との連携を図る。
- ②域内の市町村において福祉、医療、労働等と一体となった相談支援体制を整備。
- ③相談支援体制の下で、教育、福祉、医療、労働等の関係者で構成する特別の相談支援チームを組織。
- ④②、③によって教育・発達相談を行う等の取組を実施
- ⑤成果を域内の各市町村に普及させるよう努める。
- ⑥特殊教育センターや教育事務所等の特殊教育担当の指導主事等が、市町村の教育相談担当者に対して定期的に巡回相談を行う。
- ⑦都道府県内の教育相談に関する指導者に対する研修を行う。

次に、B. 就学後のフォローアップについてであるが、「障害の程度に関する基準及び就学手続きの見直しについて」において、「就学後においても、学校内の就学指導委員会や教育委員会の就学指導委員会が、必要に応じて就学指導のフォローアップを行い、その結果に基づいて、例えば、盲・聾・養護学校や特殊学級の児童生徒が在学途中で通常の学級に転学等をするなど特殊教育と通常の教育との間で児童生徒の障害の状態に応じて弾力的、かつ、機動的な異動が可能となるように努めることが望ましい」とある。就学相談において特殊学級が適当と判断される子どもについて、保護者が通常の学級を希望する場合、保護者が「特殊学級から通常の学級に戻ったという例は聞いたことがない」ということが多々ある。このような不安を保護者が持たずに済むようにするためにも、上記の取組みは喫緊かつ重要なものといえよう。では、具体的にはどのようにしてフォローアップするのか。「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」では、次のように述べられている。「就学後の児童生徒の教育的ニーズの変化を学校においてフォローアップする体制を整備するため、盲・聾・養護学校への就学後も児童生徒の学齢簿を管理する市町村の教育委員会等が中心となって児童生徒本人や保護者に対する相談支援を継続する体制を構築することなどは総合的な支援体制を構築する上で重要な要素と考えられる。このため、都道府県教育委員会等は、上述の広域特別支援連携協議会等において関係部局と連携しながら全体的な企画調整を積極的に進めていく必要がある」。市町村の教育委員会等が中心となって、とは、「21世紀の特殊教育の在り方について（最終報告）」を踏まえると、具体的には就学指導委員会の役割として考えられる。そのために都道府県レベルで、いわゆる広域特別支援連携協議会等における関係部局との連携を含む全体的な企画調整をするべしとある。広域特別支援連携協議会は、「地域における総合的な教育的支援のために有効な教育、福祉、医療等の関係機関の連携協力を確保するための仕組み」であり、「都道府県行政レベルで部局横断型の組織を設け、各地域の連携協力体制を支援すること等が考えられる」とされている。同報告の参考資料として示されたイメージ図を、Fig.1に引用して示した。図中にその役割として「相談支援システム（就学相談を含む）」とあることが分かる。しかしながら、具体的な実態については、依然明らかにされていない。

一方、「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」では、一貫した教育的支援を行うために関係機関、関係部局の連携協力に基づく「個別の教育支援計画」を策定すべきことが示されている。これは、「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（中間報告）」によれば、平成15年度を初年度とする新たな「障害者基本計画」及び「重点施策実施5か年計画」（新障害者プラン）において平成17年度までに策定することとされた「個別の支援計画」の学校教育版であるとされる。「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」では、就学中は、盲・聾・養護学校、小・中学校、高等学校等教育関係機関が中心となり、就学前は福祉、医療関係機関が中心となって策定されることが考えられるとしている。さらに、これら個別の教育支援計画の策定を担当する機関と関係機関との連携協力が円滑に実施されるためには、コーディネーター的な役割を果たす者の存在が重要であるとされている。これは文脈上、いわゆる「特別支援教育コーディネーター」であるといえる。

現実問題として、就学前に策定される「個別の教育支援計画」が福祉、医療関係機関が作成するとしても、そのためには就学後の将来像を踏まえねばならないので、就学後の機関との連携が必要となる。しかし、どの場で教育を受けるかは、就学指導を経なければ明らかにならない。また、就学後のフォローアップの機能が就学指導委員会に対して期待さ

## 福岡県における就学指導の現況と課題

れている以上、就学後における「個別の教育支援計画」の策定に当たっても、就学指導委員会との連携が必要であると考えられる。したがって、一貫した教育的支援を行うための「個別の教育支援計画」を策定するに当たっては、就学指導委員会の役割とその位置づけが問題となる。

この点について、「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（中間報告）」では、平成17年までに盲・聾・養護学校において策定されることとされた「個別の教育支援計画」について、「今後の運用状況を踏まえつつ、『個別の指導計画』と併せて学習指導要領等への位置付けを行うことや、就学事務における取扱いなどを検討する必要がある」としている。一方、「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」においては、「教育、福祉、医療等の分野の専門家や有識者から構成される委員会（いわゆる「個別の教育支援計画策定委員会」）を関係機関等の連携により設けることは、この計画の策定作業の円滑化のために有効な方法と考えられる」としている。したがって、上記「就学事務における取扱い」とは、「個別の教育支援計画策定委員会」と「就学指導委員会」との関係性に関する検討を指していると考えられる。

このように特別支援教育体制において就学指導委員会は、その果たすべき役割、期待される機能は決して小さくないといえるにもかかわらず、その具体的役割、位置づけの内容は未だ明らかになっていない。しかしながら社会的な意識は現実問題として高まっており、LD、ADHD、高機能自閉症等の相談も増え、また養護学校等における専門的な教育を希望する保護者も増えてきている印象は強い。このような実態の変化を踏まえつつ、現実問題として各市町村の就学指導委員会はどのような対応を迫られているのであろうか。本研究

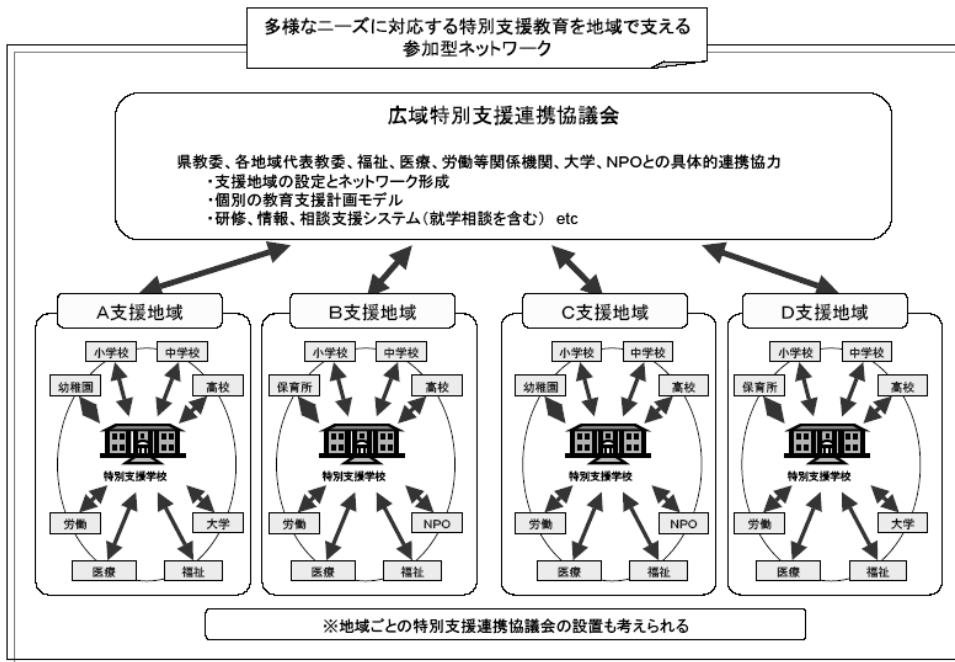


Fig.1 広域特別支援連携協議会のイメージ図

「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」(2003) 参考資料より引用。

では、旧来の特殊教育の枠組みから、特別支援教育の枠組みへの移行期において、直接的に子どもの適切な教育の在り方を検討する市町村の就学指導委員会がどのような現状にあるのか、特に福岡県の現状を明らかにすることを目的とした。

## II. 方法

### 1. 調査対象

福岡県における全自治体（96の市町村）の教育委員会を対象とした。なお、調査用紙への記入者は指定しなかった。

### 2. 調査用紙の構成

調査用紙は、教育委員会が置く就学指導に関する組織（就学指導委員会）についての質問から成った。調査用紙は、大きく1) 現状、2) 課題、3) 今後のプランに関する質問から構成された。具体的な内容は、末尾に資料として掲載した質問紙を参照されたい。

### 3. 調査の手続き

平成17年3月に調査を実施した。本研究の趣旨についての説明書とともに96の教育委員会事務局就学指導担当者宛てに調査用紙を郵送した。約1ヶ月後を返送期限とした。返送期限までに回答が得られなかった場合には、再度、協力の依頼を行った。96件のうち41件から回答を得た。回収率は42.7%であった。回答が得られた自治体をFig.2に黒塗りで示した。回収された自治体には、①政令指定都市、②その近郊の中間市街地域、③やや資源に乏しく人口が少ない地域などが含まれ、ほぼ福岡県の実態を反映していた。回収された41件のうち、1件はすべて未記入だったため40件（41.7%）を分析対象とした。

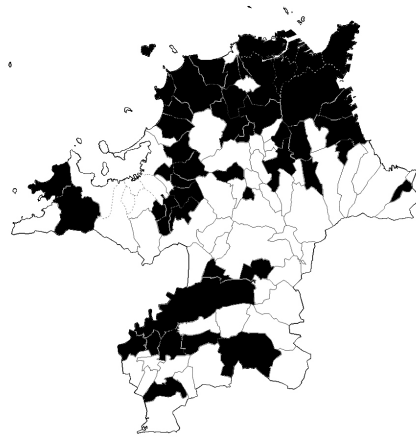


Fig.2 回答が得られた自治体  
回答が得られた自治体を黒塗りで示した。

## III. 結果

### 1. 自治体の人口別分類

自治体は人口規模によりA~Dのカテゴリに分類し、Table 3に示した。Aは人口10万人以上、Bは5万人以上10万人未満、Cは1万人以上5万人未満、Dは1万人未満の自治体とした。

人口規模が大きくなるほど（D→A）人口密度は高く、15歳未満人口は多かった。

Table 3 人口規模別自治体分類

自治体規模	自治体数	基準	人口(人)			人口密度(人/km <sup>2</sup> )			15歳未満人口(%)		
			min	med	max	min	med	max	min	med	max
A	3	10万以上	108,255	305,380	993,983	1,329	2,048	7,651	13.5	15.3	17.6
B	9	5万以上	53,440	65,848	93,564	648	1,027	3,419	12.9	14.2	17.1
C	21	1万以上	10,275	25,576	47,798	107	775	2,854	11.7	13.8	17.4
D	7	1万未満	3,670	7,836	9,754	115	426	767	11.6	13.6	13.7

※minは当該「自治体規模によるカテゴリ」における最小値、medは中央値、maxは最大値を示した。

## 福岡県における就学指導の現況と課題

### 2. 就学指導委員会の対象となった子どもの人数

昨年度（平成16年度）実績による、就学指導委員会の対象となった子どもの人数をTable 4に示した（新入学時等の内訳が不明な自治体1を除外した）。

新入学時および中学校就学時における就学相談の対象になった子ども、就学後に措置変更のため相談対象になった子ども、就学後に教育相談（就学相談以外の教育相談）を受けた子どもの人数はいずれも、人口規模が大きくなるほど（D→A）多くなる傾向が認められた。

Aの1自治体において、新入学時、中学校就学時人数における場合と比べると、同カテゴリー内の他の自治体との比が措置変更において著しく高かった（med3, max98）。同様の傾向はCにおいても認められた。Dでは措置変更対象となった子どもはいなかった。また、就学相談以外の教育相談では、同様の傾向がB, C, Dで認められた。

Table 4 就学指導委員会の対象となった子どもの人数

自治体規模	新入学時(人)			中学校就学時(人)			措置変更(人)			就学相談以外の教育相談(人)			計(人)		
	min	med	max	min	med	max	min	med	max	min	med	max	min	med	max
A	31	48	158	12	25	67	2	3	98	0	26	53	76	98	349
B	0	9	15	0	4	10	0	3	10	0	2	29	9	22	40
C	0	3.5	18	0	1.5	9	0	0	24	0	0.5	30	0	8	42
D	0	1	3	0	0.5	2	0	0	0	0	0	7	0	2	8

※minは当該「自治体規模によるカテゴリ」における最小値、medは中央値、maxは最大値を示した。

### 3. 連携機関

管轄区域とその近隣区域で、連携・協力・利用している機関として、就学前機関、教育系機関、福祉系機関、医療系機関の4種別にまとめた。それぞれに含まれた具体的機関をTable 5に示した。療育・通園施設は就学前の子どもの発達状況や日常生活の様子を把握している機関であることから就学前機関に含めるとともに、医師等による医学的対応がなされることから医療系機関の双方に含めた。また福祉施設は、通園施設、保育所等以外の福祉施設とした。

その上で、A～D各自治体の連携・協力・利用資源についてTable 6に示した。

B, C, Dの自治体では約半分が、連携機関は4つの種別のうち1または2という数であった。無記入の自治体も1/3～1/4と多かった。

Table 5 連携機関の内容

就学前機関	療育・通園施設 幼稚園 保育所
教育系機関	教育事務所 教育センター 特殊教育諸学校 通級指導教室 教育大学
福祉系機関	福祉系部局（役所、役場） 児童相談所 保健センター・保健所 福祉事務所 福祉施設
医療系機関	医師会・病院・診療所、療育・通園施設 大学医学部

大平 壇・木船 憲幸・石坂 郁代  
納富 恵子・太田 富雄

Table 6 連携機関

自治体規模	自治体No	就学前機関	教育系機関	福祉系機関	医療系機関	計	就学時健康診断
A	1					2	
	2					3	
	3					4	
	計	3 / 3	1 / 3	2 / 3	3 / 3		0 / 3
B	1						
	2						
	3					1	
	4					1	
	5					1	
	6					1	
	7					1	
	8					3	
	9					4	
計	3 / 9	3 / 9	4 / 9	2 / 9		1 / 9	
C	1						
	2						
	3						
	4						
	5						
	6						
	7						
	8					1	
	9					1	
	10					1	
	11					1	
	12					1	
	13					1	
	14					1	
	15					1	
	16					2	
	17					2	
	18					2	
	19					2	
	20					2	
	21					4	
計	7 / 21	4 / 21	5 / 21	6 / 21		1 / 21	
D	1						
	2						
	3					1	
	4					2	
	5					2	
	6					3	
	7					3	
計	3 / 7	1 / 7	5 / 7	2 / 7		0 / 7	

※連携している場合に黒塗りで示した。無記入の自治体を網掛けで示した。

※計は、当該自治体カテゴリの自治体数を分母として示した。

就学前機関についてはA、Dで多く、B、Cでは1 / 3であった。教育系機関は、A～Dのいずれも多くなかった。福祉系機関は、特にDの自治体で多かった。医療系機関は、Aで多く、Dで少なかった。B、Cでは連携している自治体は1 / 4程度であった。

就学時健康診断との連携をしている自治体は、A～Dのいずれもほとんどなかった。

Table 7 連携できていない場合の理由と解決策

自治体規模	連携できていない場合	
	理由	解決策
B	児童相談所に資料提供については断られたことがある	—
C	3歳児健診の結果をプライバシーの問題と保護者の「子どもを色めがねで見たくない」という思いから	行政担当者等の意識を変える
C	医師会に申請したが確保できなかった	—
D	児童相談所と日常的に接点がない	積極的に連絡を取り担当者との信頼関係を築く



福岡県における就学指導の現況と課題

利用可能と思われるが利用できていない資源がある場合の理由および解決策に関する自由記述の結果をTable 7に示した。連携したくても断られるケースがあることが示された。

4. 委員構成

就学指導委員会の委員構成をTable 8に示した。

Table 8 委員構成

委員カテゴリ	自治体規模(自治体数)				
	A(3)	B(9)	C(21)	D(7)	
小・中学校：	1. 小学校校長・教頭	3	8	21	7
	2. 小学校通常学級担当教員	0	1	4	2
	3. 小学校特殊学級担当教員	2	8	15	5
	4. 小学校通級指導教室担当教員	3	2	3	1
	5. 小学校特別支援教育コーディネーター	0	1	1	2
	小学校教員(自治体数)	3(3)	8(9)	21(21)	7(7)
	6. 中学校校長・教頭	3	7	19	7
	7. 中学校通常学級担当教員	0	2	2	2
	8. 中学校特殊学級担当教員	2	5	13	4
	9. 中学校通級指導教室担当教員	0	1	1	0
	10. 中学校特別支援教育コーディネーター	0	1	0	1
	中学校教員(自治体数)	3(3)	8(9)	19(21)	7(7)
	11. 学校心理士(スクールカウンセラー)	1	0	0	0
	12. 養護教諭	1	1	5	1
13. その他	0	0	2	1	
小・中学校関係者(自治体数)	3(3)	8(9)	21(21)	7(7)	
14. 指導主事	1	5	7	4	
15. 専門家チームメンバー	0	0	0	1	
16. 巡回相談員	0	0	0	0	
盲・聾・養護学校：	17. 校長・教頭	2	0	2	1
	18. 教員	1	1	4	3
	19. 特別支援教育コーディネーター	0	0	0	0
	20. その他	0	0	0	0
	盲・聾・養護学校関係者(自治体数)	2(3)	1(9)	5(21)	3(7)
就学前機関：	21. 幼稚園・保育所職員(教員、保育士)	0	0	2	1
	22. 幼稚園長・保育所長	1	1	7	4
	幼稚園・保育所関係者(自治体数)	1(3)	1(9)	7(21)	4(7)
	23. 通園施設指導員	0	0	2	0
	24. 通園施設長	2	0	0	0
	通園施設関係者(自治体数)	2(3)	0(9)	2(21)	0(7)
	25. その他	0	0	1	1
就学前機関関係者(自治体数)	2(3)	1(9)	8(21)	4(7)	
医療：	26. 医師	3	7	15	6
	27. PT・OT・ST等コ・メディカル	1	0	1	0
	28. 看護師	0	0	0	0
	29. その他	0	0	1	0
	医療関係者(自治体数)	3(3)	7(9)	16(21)	6(7)
福祉：	30. 児童相談所職員	1	2	2	1
	31. 社会福祉士(ソーシャル・ワーカー)	0	0	2	0
	32. 保健福祉行政(健診等)職員	2	1	2	0
	33. 保健師	0	0	2	2
	34. その他	0	1	5	0
福祉関係者(自治体数)	3(3)	3(9)	10(21)	3(7)	
学識経験：	35. 大学教員	3	7	5	1
	36. 元特殊教育諸学校教員・校長・教頭	0	0	2	1
	37. その他	1	1	8	2
	福祉関係者(自治体数)	3(3)	7(9)	11(21)	4(7)
38. その他：	0	1	6	2	

※Bの自治体9のうち1は無記入

大平 壇・木 船 憲 幸・石 坂 郁 代  
納 富 恵 子・太 田 富 雄

校長等を含む小学校、中学校教員はほぼすべての自治体で委員を構成していた。委員構成について無記入だったBの1自治体を除き、小または中学校関係者がすべての自治体で委員を構成していた。小・中学校関係者のその他としては、教職員代表、各校就学指導担当教員などがあった。

指導主事が参加する自治体はA～Dいずれも認められたが、専門家チームあるいは巡回相談員が委員として参加する自治体はほとんどなかった。

盲・聾・養護学校関係者、就学前機関関係者が委員として参加することが少ない傾向がBの自治体において認められた。通園施設関係者を除けば、Bに比べるとC、Dの自治体の方が比較的参加する傾向が認められた。その他の就学前機関関係者としては、福祉施設職員、ことばの教室指導員があった。

委員会に小学校または中学校の特別支援教育コーディネーターが委員として参加する自治体は少なかった。盲・聾・養護学校の特別支援教育コーディネーターが参加する自治体は皆無であった。

一方、医療関係者はA～Dのいずれにおいても比較的参加していた。その他としては学校医があった。

これに対して福祉関係者は、盲・聾・養護学校、就学前機関関係者と同様にBにおいてやや少なかった。逆に学識経験者については、C、DよりもBにおいて、より多かった。福祉関係者のその他としては、福祉施設長、家庭児童相談員、福祉事務所長、福祉部局療育担当者などがあった。学識経験者のその他としては主任児童相談員、元教育委員、教育長、町議員、県教育センター職員などがあった。

その他の委員としては、Cにおいて多く、教育委員長、教育長、学校教育課長、教育委員会職員、教育指導員、保護者代表などがあった。保護者代表が参加するのはA～Dを通してCの1自治体のみであった。

## 5. 実施形態

### (1) 実施形態

#### 1) 総会、就学相談会、判定会議

就学指導委員会の実施・運営形態についてTable 9に示した。Dの1自治体を除き、すべての自治体で判定会議（子どもの就学措置を判定するための会）を行っていた。これに比べると就学相談会（直接子どもを観察・検査したり、保護者の話を聞いたりする会）はA～Dのいずれもやや少なかった。特にC、Dは1/2程度の自治体でしか行われていなかった。Aでも1自治体は判定会議のみであった。さらに総会（委員が集まり委員会の運営方針を決定したりする会）は、A、B、Dでは就学相談会と同様であったが、Cでは就学相談会のさらに1/2の自治体でしか行われていなかった。Table 10にその他実施形態の詳細について、記入されたものを示した。特にCにおいて郡内の複数の町村による合同の総合判定会議が行われていた。これは各町村では判定を行わないのか、判定をした上でさらに総合判定会議を開催するのかは分からなかった。

#### 2) 各実施形態における参加メンバー

Table 9には、就学指導委員会の各実施形態（総会、就学相談会、判定会議）における参加メンバーと就学指導委員会を構成する委員とに相違があるか否かを示した。各実施形態とも委員構成と完全に一致している自治体は、Aで3/3、Bで5/9、Cで11/20（無記入除く）、Dで4/4（無記入除く）であった。ただし、C、Dで一致する自治体のほとんど

福岡県における就学指導の現況と課題

Table 9 委員会の実施形態ならびに委員と参加メンバーの異同

自治体規模	自治体No	(a)総会	(b)就学相談会	(c)判定会議
A	1	0	0	0
	2	0	0	0
	3			0
	計	2/3	2/3	3/3
B	1	0	0	0
	2	0	0	0
	3	1	0	0
	4	1	1	1
	5		0	0
	6		1	1
	7	0		0
	8	1		0
	9			0
計	6/9	6/9	9/9	
C	1	0	1	0
	2	0	1	0
	3	0	1	0
	4	0	1	0
	5		0	0
	6		0	0
	7		1	0
	8		1	0
	9		1	0
	10		1	1
	11		1	1
	12	0		0
	13			0
	14			0
	15			0
	16			0
	17			0
	18			0
	19			0
	20			0
	21			?
計	5/21	11/21	21/21	
D	1	?	1	0
	2	0	?	?
	3	0		0
	4			0
	5			0
	6			0
	7		?	
計	3/7	3/7	6/7	

※連携している場合に黒塗りで示した。

※(a)~(c)への参加メンバーが委員構成と異なる場合は1, 同じ場合は0で示した。無記入だったものは?で示した。

※計は、当該自治体カテゴリの自治体数を分母として示した。

※自治体No.は、Table 6の自治体No.とは対応していない。

Table 10 その他実施形態の詳細

自治体規模	記述内容
A	定期就学相談会は、第1期2回第2期3回の計5回。午前中に問診、心理検査、医師等の診察を実施、毎回の来談者は最大42名。午後は判定会議を実施。
B	—
C	11月の会議において新1年生を対象に就学判定を行っている。
	判定の必要がない場合は、教育上配慮を要する子どもの実情報告意見交換を行う。
	郡(町村)障害児就学指導委員会総合判定会議を11月に開催している
D	判定会議前に各学校、幼稚園、保育所等で就学相談会と同様に実施している。事前観察(年2回指導主事等)、検査・保護者協議(各施設長、言語通級指導員等)。
D	判定会議は14年3回、15年は1回(該当児なしの確認)、16年2回。

どは判定会議のみ実施する自治体であった。全体的に、就学相談会は22自治体（無記入を除くと20）のうち12（約1／2）が一致しておらず、委員構成と一致しない傾向が高いのに対して、総会は21自治体（無記入を除くと20）のうち3（約1／7）、判定会議は39自治体（無記入を除くと37）のうち4（約1／9）が一致しないのみで、委員構成と一致する傾向が認められた。すなわち、委員構成とは別に実施形態による構成員の実態把握が必要である。そこでTable 11～13に、それぞれ総会、就学相談会、判定会議の参加メンバー構成を示した。

一方、Table 9において就学指導委員会の各実施形態（総会、就学相談会、判定会議）における参加メンバーと就学指導委員会を構成する委員と異なった自治体（黒塗り枠内に1で示された自治体）について、どのような相違があったかをTable 14に示した。Table 14の自治体No.は、Table 9で“異なる”とされた自治体（1で示された自治体）と対応している。

総会の参加メンバー構成と委員構成が異なった自治体は、総会を実施している全自治体のうちBの3自治体だった（Table 9）。そのうち1は医師が、残る2は医師および大学教員が除外されていた（Table 14）。

就学相談会の参加メンバー構成と委員構成が異なった自治体は、Bでは就学相談会を実施している自治体6のうち2自治体、Cでは就学相談会を実施している自治体11のうち9自治体、Dでは就学相談会を実施している自治体3のうち1自治体（ただし残る2は無記入）であった（Table 9）。Table 14をみると、これらの自治体、すなわち就学相談会を実施しており、かつ委員構成と就学相談会参加メンバーが異なる自治体において、地域の小・中学校関係者以外の職種では、当該領域のメンバーが委員以外に新たに就学相談会に加わったことで、当該領域のメンバー参加が委員構成よりも増えた（すなわち、当該領域のメンバーがゼロではない）自治体数は、指導主事／専門家チームメンバー／巡回相談員について1、盲・聾・養護学校関係者について0、就学前機関関係者について1、医療関係者について0（看護師が新たに加わったが、もともと医師が参加しているので当該領域メンバー参加の有無としては変わらないため）、福祉関係者について1、学識経験者について0であった。逆に就学相談会から除外されることによって当該領域のメンバーが皆無となる自治体数は、指導主事／専門家チームメンバー／巡回相談員について0、盲・聾・養護学校関係者について2、就学前機関関係者について2、医療関係者について4、福祉関係者について3、学識経験者について3であった。これによって就学相談会に当該領域メンバーが参加している自治体数は、全体的に非常に少なかった（Table 12）。一方、C7の自治体は、就学相談は指導主事と巡回相談員のみが行っていた。また、C11は小・中学校等教育関係者は就学相談に関与せず、幼稚園・保育所職員（教員、保育士）と保健師、すなわち就学前機関と福祉関係者、ならびに自治体が置く教育研究所の所員が行っていた。

福岡県における就学指導の現況と課題

Table 11 総会における参加メンバーの構成

メンバーカテゴリ		自治体規模(自治体数)			
		A(3)	B(9)	C(21)	D(7)
小・中学校：	1. 小学校校長・教頭	2	6	5	2
	2. 小学校通常学級担当教員	0	3	2	0
	3. 小学校特殊学級担当教員	1	6	5	2
	4. 小学校通級指導教室担当教員	2	1	1	0
	5. 小学校特別支援教育コーディネーター	0	1	0	1
	小学校教員(実施自治体数)	<b>2(2)</b>	<b>6(6)</b>	<b>5(5)</b>	<b>2(3)</b>
	6. 中学校校長・教頭	2	5	4	2
	7. 中学校通常学級担当教員	0	1	0	0
	8. 中学校特殊学級担当教員	1	5	3	1
	9. 中学校通級指導教室担当教員	0	0	1	0
	10. 中学校特別支援教育コーディネーター	0	1	0	1
	中学校教員(実施自治体数)	<b>2(2)</b>	<b>6(6)</b>	<b>4(5)</b>	<b>2(3)</b>
	11. 学校心理士(スクールカウンセラー)	1	0	0	0
12. 養護教諭	0	0	0	0	
13. その他	0	1	1	0	
小・中学校関係者(実施自治体数)		<b>2(2)</b>	<b>6(6)</b>	<b>5(5)</b>	<b>2(3)</b>
14. 指導主事		0	2	2	1
15. 専門家チームメンバー		0	0	0	0
16. 巡回相談員		0	0	0	0
盲・聾・養護学校：	17. 校長・教頭	2	0	1	1
	18. 教員	1	1	0	1
	19. 特別支援教育コーディネーター	0	0	0	0
	20. その他	0	0	0	0
	盲・聾・養護学校関係者(実施自治体数)	<b>2(2)</b>	<b>1(6)</b>	<b>1(5)</b>	<b>1(3)</b>
就学前機関：	21. 幼稚園・保育所職員(教員, 保育士)	0	0	1	0
	22. 幼稚園長・保育所長	1	1	1	1
	幼稚園・保育所関係者(実施自治体数)	<b>1(2)</b>	<b>1(6)</b>	<b>1(5)</b>	<b>1(3)</b>
	23. 通園施設指導員	0	0	0	0
	24. 通園施設長	2	0	0	0
	通園施設関係者(実施自治体数)	<b>2(2)</b>	<b>0(6)</b>	<b>0(5)</b>	<b>0(3)</b>
25. その他	0	0	0	0	
就学前機関関係者(実施自治体数)		<b>2(2)</b>	<b>1(6)</b>	<b>1(5)</b>	<b>1(3)</b>
医療：	26. 医師	2	2	4	1
	27. PT・OT・ST等コ・メディカル	1	0	0	0
	28. 看護師	0	0	0	0
	29. その他	0	0	0	0
医療関係者(実施自治体数)		<b>2(2)</b>	<b>2(6)</b>	<b>4(5)</b>	<b>1(3)</b>
福祉：	30. 児童相談所職員	1	2	0	0
	31. 社会福祉士(ソーシャル・ワーカー)	0	0	0	0
	32. 保健福祉行政(健診等)職員	1	1	1	0
	33. 保健師	0	0	1	1
	34. その他	0	1	1	0
福祉関係者(実施自治体数)		<b>2(2)</b>	<b>3(6)</b>	<b>3(5)</b>	<b>1(3)</b>
学識経験：	35. 大学教員	2	3	1	1
	36. 元特殊教育諸学校教員・校長・教頭	0	0	1	0
	37. その他	1	0	3	1
	福祉関係者(実施自治体数)	<b>2(2)</b>	<b>3(6)</b>	<b>4(5)</b>	<b>2(3)</b>
38. その他：		0	0	1	1

※Dの実施自治体3のうち1は無記入

大平 壇・木船 憲幸・石坂 郁代  
納富 恵子・太田 富雄

Table 12 就学相談会における参加メンバーの構成

メンバーカテゴリ		自治体規模(自治体数)			
		A(3)	B(9)	C(21)	D(7)
小・中学校：	1. 小学校校長・教頭	2	6	8	1
	2. 小学校通常学級担当教員	0	2	1	1
	3. 小学校特殊学級担当教員	1	5	5	1
	4. 小学校通級指導教室担当教員	2	1	0	0
	5. 小学校特別支援教育コーディネーター	0	0	0	0
	小学校教員(実施自治体数)	2(2)	6(6)	9(11)	2(3)
	6. 中学校校長・教頭	2	4	6	0
	7. 中学校通常学級担当教員	0	1	0	1
	8. 中学校特殊学級担当教員	1	4	3	1
	9. 中学校通級指導教室担当教員	0	0	0	0
	10. 中学校特別支援教育コーディネーター	0	0	0	0
	中学校教員(実施自治体数)	2(2)	5(6)	7(11)	1(3)
	11. 学校心理士(スクールカウンセラー)	1	0	0	0
12. 養護教諭	0	0	2	0	
13. その他	0	1	3	0	
小・中学校関係者(実施自治体数)		2(2)	6(6)	9(11)	2(3)
14. 指導主事		0	3	4	1
15. 専門家チームメンバー		0	0	0	1
16. 巡回相談員		0	0	1	0
盲・聾・養護学校：	17. 校長・教頭	2	0	1	0
	18. 教員	1	1	3	0
	19. 特別支援教育コーディネーター	0	0	0	0
	20. その他	0	0	0	0
	盲・聾・養護学校関係者(実施自治体数)	2(2)	1(6)	3(11)	0(3)
就学前機関：	21. 幼稚園・保育所職員(教員, 保育士)	0	0	2	0
	22. 幼稚園長・保育所長	1	1	2	0
	幼稚園・保育所関係者(実施自治体数)	1(2)	1(6)	3(11)	0(3)
	23. 通園施設指導員	0	0	0	0
	24. 通園施設長	2	0	0	0
	通園施設関係者(実施自治体数)	2(2)	0(6)	0(11)	0(3)
25. その他	0	0	0	0	
就学前機関関係者(実施自治体数)		2(2)	1(6)	3(11)	0(3)
医療：	26. 医師	2	3	5	0
	27. PT・OT・ST等コ・メディカル	1	0	0	0
	28. 看護師	0	0	1	0
	29. その他	0	0	0	0
	医療関係者(実施自治体数)	2(2)	3(6)	5(11)	0(3)
福祉：	30. 児童相談所職員	1	1	0	0
	31. 社会福祉士(ソーシャル・ワーカー)	0	0	0	0
	32. 保健福祉行政(健診等)職員	1	0	0	0
	33. 保健師	0	0	1	0
	34. その他	0	1	1	0
	福祉関係者(実施自治体数)	2(2)	2(6)	2(11)	0(3)
学識経験：	35. 大学教員	2	4	3	0
	36. 元特殊教育諸学校教員・校長・教頭	0	0	1	0
	37. その他	1	1	0	0
	福祉関係者(実施自治体数)	2(2)	4(6)	4(11)	0(3)
38. その他：		0	0	1	1

※Dの実施自治体3のうち2は無記入

福岡県における就学指導の現況と課題

Table 13 判定会議における参加メンバーの構成

メンバーカテゴリ		自治体規模(自治体数)			
		A(3)	B(9)	C(21)	D(7)
小・中学校：	1. 小学校校長・教頭	3	9	20	5
	2. 小学校通常学級担当教員	0	3	4	2
	3. 小学校特殊学級担当教員	2	9	15	4
	4. 小学校通級指導教室担当教員	3	2	1	1
	5. 小学校特別支援教育コーディネーター	0	1	0	2
	小学校教員(実施自治体数)	3(3)	9(9)	20(21)	5(6)
	6. 中学校校長・教頭	3	8	18	5
	7. 中学校通常学級担当教員	0	1	2	2
	8. 中学校特殊学級担当教員	2	8	13	3
	9. 中学校通級指導教室担当教員	0	0	1	0
	10. 中学校特別支援教育コーディネーター	0	1	0	1
	中学校教員(実施自治体数)	3(3)	9(9)	18(21)	5(6)
	11. 学校心理士(スクールカウンセラー)	1	0	1	0
12. 養護教諭	1	2	4	1	
13. その他	0	1	3	1	
小・中学校関係者(実施自治体数)	3(3)	9(9)	20(21)	5(6)	
14. 指導主事	1	5	7	2	
15. 専門家チームメンバー	0	0	0	1	
16. 巡回相談員	0	0	0	0	
盲・聾・養護学校：	17. 校長・教頭	2	0	2	0
	18. 教員	1	1	4	1
	19. 特別支援教育コーディネーター	0	0	0	0
	20. その他	0	0	0	0
	盲・聾・養護学校関係者(実施自治体数)	2(3)	1(9)	5(21)	1(6)
就学前機関：	21. 幼稚園・保育所職員(教員, 保育士)	0	0	2	1
	22. 幼稚園長・保育所長	1	1	6	3
	幼稚園・保育所関係者(実施自治体数)	1(3)	1(9)	6(21)	3(6)
	23. 通園施設指導員	0	0	2	0
	24. 通園施設長	2	0	0	0
	通園施設関係者(実施自治体数)	2(3)	0(9)	2(21)	0(6)
	25. その他	0	0	1	1
就学前機関関係者(実施自治体数)	2(3)	1(9)	7(21)	3(6)	
医療：	26. 医師	3	6	15	4
	27. PT・OT・ST等コ・メディカル	1	0	1	0
	28. 看護師	0	0	0	0
	29. その他	0	0	1	0
	医療関係者(実施自治体数)	3(3)	6(9)	16(21)	4(6)
福祉：	30. 児童相談所職員	1	2	2	1
	31. 社会福祉士(ソーシャル・ワーカー)	0	0	2	0
	32. 保健福祉行政(健診等)職員	2	1	2	0
	33. 保健師	0	0	2	2
	34. その他	0	1	4	0
福祉関係者(実施自治体数)	3(3)	3(9)	9(21)	3(6)	
学識経験：	35. 大学教員	3	7	5	0
	36. 元特殊教育諸学校教員・校長・教頭	0	0	2	1
	37. その他	1	1	7	2
	福祉関係者(実施自治体数)	3(3)	7(9)	11(21)	3(6)
38. その他：	0	1	6	0	

※Cの実施自治体21のうち1は無記入

※Dの実施自治体6のうち1は無記入

Table 14 委員会実施形態（総会，就学相談会，判定会議）における参加メンバーと就学指導委員会を構成する委員との相違

	(a) 総会			(b) 就学相談会							(c) 判定会議											
	3	4	8	B	4	6	1	2	3	4	7	8	9	10	11	D	1	4	6	10	C	
1. 小学校校長・教頭																						
2. 小学校遊学指導員																						
3. 小学校特学指導員																						
4. 小学校遊学指導員																						
5. 小学校特別支援教育コーディネーター																						
6. 中学校校長・教頭																						
7. 中学校特学指導員																						
8. 中学校遊学指導員																						
9. 中学校遊学指導員																						
10. 中学校特別支援教育コーディネーター																						
11. 学校心算士（スクールカウンセラー）																						
12. 養護教諭																						
13. その他																						
14. 指導主事																						
15. 専門系チームメンバー																						
16. 遊学相談員																						
17. 校長・教頭																						
18. 教員																						
19. 特別支援教育コーディネーター																						
20. その他																						
21. 労働組（保育職員（教員、保育士）																						
22. 労働組長・保育所長																						
23. 遊学相談員																						
24. 遊学相談員																						
25. その他																						
26. 医師																						
27. PT・OT・ST等コ・メディカル																						
28. 看護師																						
29. その他																						
30. 児童相談所職員																						
31. 社会福祉士（ソーシャル・ワーカー）																						
32. 保健師行政（聴診等）職員																						
33. 保健士																						
34. その他																						
35. 大学教員																						
36. 元特別教育指導員・校長・教頭																						
37. その他																						
38. その他																						

※就学指導委員会を構成する委員と異なる自治体のみ示した。

※委員会を構成する委員と同じ場合は黒塗りで示した。

※委員会を構成する委員であるが当該実施形態において参加メンバーとなっていない場合には「-」で示し、委員ではないが参加メンバーとなっている場合には「+」で示した。



福岡県における就学指導の現況と課題

3) 就学相談会における教育相談機能

Table 15には、就学相談会を実施している場合に当該相談会に教育相談機能（就学措置後の学齢児童生徒の相談機能）があるか否かを示した。規模の大きい自治体ほど教育相談機能は有しておらず、反対に規模が小さい自治体ほど教育相談機能を有す傾向が示された。

Table 15 就学相談会における教育相談機能

教育相談機能		あり	なし	無記入
自治体規模	A (3)	0	2 2*	0
	B (9)	2	3 6*	1
	C (21)	7	4 11*	0
	D (7)	3	0 3*	0

\* 就学相談会を実施しているとした自治体数

※A～Dに付した括弧内の数字は、当該カテゴリに属する自治体数を示した。

※実線で囲まれたマスの下段(\*)は就学相談会を実施している自治体数を、上段は教育相談機能の有無（無記入を含む）についてその自治体数を示した。

4) 就学相談会における個別の指導計画／個別の教育支援計画の利用

Table 16には、就学相談会における「個別の指導計画」あるいは「個別の教育支援計画」の利用の有無について示した。自治体の規模との間に必ずしも傾向は認められなかった。Bで1自治体、Dで2自治体利用していた。

Table 16 就学相談会における個別の指導計画／個別の教育支援計画の利用

個別計画利用		あり	なし	無記入
自治体規模	A (3)	0	2 2*	0
	B (9)	1	4 6*	1
	C (21)	0	11 11*	0
	D (7)	2	1 3*	0

\* 就学相談会を実施しているとした自治体数

※A～Dに付した括弧内の数字は、当該カテゴリに属する自治体数を示した。

※実線で囲まれたマスの下段(\*)は就学相談会を実施している自治体数を、上段は個別の指導計画／個別の教育支援計画の利用の有無（無記入を含む）についてその自治体数を示した。

Table 17には、現在「個別の指導計画」あるいは「個別の教育支援計画」を利用していないと答えた、または無記入だった自治体について、その今後の利用予定について示した。現在利用していないと答えた自治体のうちCで1自治体、Dで1自治体が利用予定であると回答した。また、無記入だった自治体のうちBの1自治体で利用予定であると回答した。

Table 17 個別の指導計画／個別の教育支援計画の今後の利用予定

今後の利用予定		あり	なし	無記入	あり	なし	無記入
個別計画利用			なし			無記入	
自治体規模	A(3)	0	2	0	0	0	1
	B(9)	0	4	0	1	1	2
	C(21)	1	11	0	0	1	8
	D(7)	1	0	0	0	1	3
			1			4	

※A～Dに付した括弧内の数字は、当該カテゴリに属する自治体数を示した。  
※実線で囲まれたマスの下段は個別の指導計画等を利用していない／無記入の自治体数を、上段はその今後の利用予定について自治体数を示した。

## (2) 公的連携に基づく他機関からの子どもの情報の取得

Table 18には、就学相談会等以外に、子どもの情報を公的な連携に基づき他機関から取得しているか否かを示した。Cの3自治体以外はすべて取得していると回答した。取得しているとした自治体の具体的詳細については、Table 19に特定の機関名などを一部改変して示した。幼稚園・保育所関係を例にとると、Table 12では、就学相談会にメンバーとして幼稚園・保育所関係者が入る自治体はAが1／3（自治体数）、Bが1／9、Cが3／21、Dが0／7、判定会議についてはAが1／3、Bが1／9、Cが6／21、Dが3／7と非常に少なかった。しかし、Table 19から情報取得をしている自治体を含めると、幼稚園・保育所から何らかのかたちで情報を取得している自治体は、Aが2／3、Bが3／9、Cが16／21、Dが5／7であった。

Table 18 公的連携に基づく他機関からの子どもの情報の取得

自治体規模	している	していない
A(3)	3	0
B(9)	9	0
C(21)	18	3
D(7)	7	0

福岡県における就学指導の現況と課題

Table 19 公的連携に基づく他機関からの子どもの情報の取得の詳細

自治体規模	どのように
A	・ 保護者の同意を得て在籍の幼稚園、保育園から。
	・ 保護者の了解を得て、教育センター、療育センター、児童相談所等から教育委員会事務局担当者が情報収集している。
	・ 市の療育施設から、保護者を通して、直接担当間で。
B	・ 家庭訪問にて保護者より、保護者の同意を得て就学前教育機関より、児童相談所・保健センターから直接担当者間で。
	・ 保護者を通して。
	・ 市福祉系課、保健師を通して。保育園、幼稚園、小学校の担当者を通して。
	・ 市民生部。
	・ 市福祉系課より（保護者の同意を得た上で）。
	・ 関係各課（福祉系課等）、関係機関（各種療育施設等）、保育所、幼稚園から直接担当者間で。保護者を通しての場合もあり。
	・ 県教育センターの特別相談（保護者の承諾を得たもののみ）の結果を直接担当者間で得ている。
C	・ 庁内連絡会議（福祉系課、子育て支援センター、学校教育課）。
	・ 市療育・通園施設から直接、各小中学校から直接。
	・ 幼稚園、保育所の職員、福祉関係の保健師、心身障害者施設。
	・ 町保健師より（保護者が発達相談等に行っている場合、保護者と町保健師が連絡を取っていることが多いため）、町立保育所保育士より。
	・ 町内保健連絡会で保婦師、保健福祉事務所、小中学校養護教諭、保育所、幼稚園の教員で子どもの情報共有化を図っている。
	・ 福祉系課の保健師、就学前に通園している幼稚園や保育所から直接担当者間で。保護者を通して情報を得ている。
	・ 就学前通園施設を訪問して、子どもの様子と園長からの情報を得る。保護者を通して。役場内の他課（福祉系課）の情報交換。
	・ 幼稚園、保育所等から直接担当者間で。
	・ 保育所、幼稚園等から直接担当者間で、保健福祉行政機関から直接担当者間で。
	・ 保健師が実施している3歳児健診等における就学相談が必要ではと思われる子どもの情報、福祉系課が管理している障害手帳の状況、保育園・幼稚園からの情報依頼をお願いしている。
	・ 役場福祉系課から情報を提供してもらっている、保護者から直接医学的データや状況を聞いている、通園している施設や幼稚園・保育園から聞き取りをしている。
	・ 市担当職員が口頭にて。
	・ 保健センター保健師から担当者間で。
	・ 通所施設から担当者間で連絡、協議。
	・ 児童相談所、医療機関、ことばの教室、保護者から。
・ 保護者を通して、市町の保健師から。	
・ 町福祉系課より乳幼児健診結果、町心身障害児通園施設の臨床心理士、言語聴覚士等、小学校担任、幼稚園、保育園の主任。	
・ 保育園、幼稚園の園長及び担任の保育士より確認、福祉系課の資料より（障害及び療育手帳所持者の把握）。	
・ 福祉課、健康課、保育園、幼稚園から直接担当間で。	
・ 町役場、福祉系課、担当保健師より直接担当間で得ている。	
D	・ 保護者を通して、小学校や教育委員会に連絡あり。
	・ 村内、保育園（所）から毎年情報を得ている。
	・ 保護者を通して。
	・ 保健センター、保育所、幼稚園、小学校から直接担当者間。
	・ 福祉系課、保健師、保育所、園長より。
	・ 通園している保育所から直接担当者間で。
・ 保育所に通っているため、保護者の了解を得て各委員が保育所での行動を観察して子どもの実態を把握した。	

### (3) 判定に対する事後処理

#### 1) 保護者に対する判定通知

保護者に対して判定通知を実施しているかについてTable 20に示した。Cを除くほとんどの自治体は実施していた。しかし、Cでは約1/2強の自治体しか実施していなかった。実施していない自治体のうち1は、「保護者の希望就学先が、就学指導委員会の判定と同じ場合は通知していない」ということであった。また、無記入1は、「小中学校、幼稚園、保育所各長より保護者へ口頭にて通知」であった。

Table 20 保護者に対する判定通知の実施

自治体規模	判定通知		
	している	していない	無記入
A(3)	3	0	0
B(9)	9	0	0
C(21)	13	5	3
D(7)	6	0	1

#### 2) 判定通知の方法

Table 21には、具体的な保護者に対する判定通知の方法を示した。市町村の担当職員が直接口頭にて伝える方法が多かった。口頭の場合、直接会う場合と電話による場合があった。教育委員会から文書で直接保護者に通知している自治体もあった。これら直接保護者に伝える方法が大半であった。一方、C「小中学校長を通じて」「事務局より在籍している保育園長、幼稚園長、小中学校長に報告書を送付」、D「学校長より保護者へ」というように間接的に保護者に通知する場合は3自治体あった。なお、Bの1自治体は「就学指導委員会の判定時に委員より保護者へ伝えるべき意見が出た場合や、判定結果と保護者の希望が異なる場合には市担当職員が保護者と面談している。それ以外は文書にて通知している」としたものがあり、これは「文書」に含めた。

Table 21 保護者に対する判定通知の方法

自治体規模	口頭	文書	小学校長等を通じて
A(3)	2	1	0
B(9)	6	3	0
C(13)	10	2	2
D(6)	4	1	1

#### 3) 判定結果への不服等に関する対応

判定結果への不服等に関する対応を、誰が、どのように行っているかについて、Table 22に示した。基本的には行政職員が対応していた。また、どの自治体も、保護者との協議を行って調整を図っていることが示された。また、原則として保護者の意向を尊重する、という自治体もみられた。

福岡県における就学指導の現況と課題

Table 22 措置判定結果に対する不服等への対応の状況

自治体規模	自治体 No	担当職員	その他行政職*	指導主事	学校(校長等)	ほか	どのように
A (3)	1					ほか	面談にて
	2						保護者との相談を継続的におこなっていく
	3						意見の調整は学校と教育委員会と保護者間でやっている
B (9)	1						引き続き就学相談を行う
	2						保護者と個別に対応している
	3						面談にて
	4						—(最終的な就学先は保護者の判断)
	5						保護者と面談を重ね対応。場合によっては市個人情報保護条例に基づいて対応している
	6						保護者と面談による話し合いをする
8	7						保護者と協議を重ね、該当校長と協議し、副委員長及び委員長と協議し対応している
	8	—					原則として保護者の意向尊重
C (21)	9	不服なし					
	1						保護者と協議
	2						直接会って話しをする
	3						就学相談により実施
	4						共同で行う
	5						直接及び中学校長を通じて行う
	6						保護者協議
	7						保護者と直接相談しながらコミュニケーションをとって理解してもらえよう努力している
	8						保健師のアドバイスを受けながら
	9						教育長及び担当者で、保護者と協議
D (7)	10					教育相談員	—
	1						—
	2						関係機関と連絡調整し保護者説得にあたる
	3						役場にて
	4					就学指導委員	—
5						保護者と再度協議	

\*教育長、課長、係長など  
 ※不服等へ対応している者を埋塗りで示した。  
 ※自治体 No.は、Table 9、14 とは対応していない。

4) 判定後のフォローアップ

判定後の子ども・保護者・教員等へのフォローアップについてTable 23に示した。していないのはCの3自治体のみであった（無記入が4）。その具体的な方法については、およそTable 24に示した方法に分類された。判定通知を行っていない自治体と無記入だった自治体は除外して示した。「内容通知」は、判定会議での内容（留意・配慮事項等）を学校（校長、担当教員等）へ何らかのかたちで通知している場合、「連携」は学校（校長、担当教員等）と現場レベルで連携して対応している場合、「報告」は就学後の状況について学校から報告を受けている場合、「状況確認」は委員会が就学後の状況について現場で様子を見るなどして情報を取得している場合であった。多くの自治体が判定会議での内容（留意・配慮事項等）を学校（校長、担当教員等）へ何らかのかたちで通知していた。一方、保護者への直接の対応はあまり多くなかった。2つ以上の方法をとっている自治体はAで1/3、Bで3/8、Cで6/16、Dで1/6で比較的B、Cが多かった。ただし、Dでは就学先に通知するだけでなく連携したりその後の報告を受けたりしている自治体は4/6とやや多い傾向であった。

Table 23 判定後の子ども・保護者・教員等へのフォローアップ

自治体 規模	判定後のフォロー		
	している	していない	無記入
A(3)	3	0	0
B(9)	8	0	1
C(21)	16	3	2
D(7)	6	0	1

福岡県における就学指導の現況と課題

Table 24 判定後の子ども・保護者・教員等へのフォローアップの方法

自治体規模	自治体No	学校への対応					保護者への対応	
		内容通知	連携	報告	状況確認	その他	助言・協議	その他
A (3)	1							
	2							
	3							
B (9)	1							
	2							
	3							
	4							
	5							
	6							
	7							
	8							
C (21)	1							
	2							
	3							
	4							
	5							
	6							
	7							
	8							
	9							
	10							
	11							
	12							
	13							
	14							
	15							
	16							
D (7)	1							
	2							
	3							
	4							
	5							
	6							

※自治体No.は、Table 22とは対応していない。

※「校長等が判定会議に出席している」といった場合には、内容通知と連携の両者とした。

※学校の連携には、「学校長と相談しながら判定に近いところを措置している」、「学校現場において子供、保護者への対応をしている」が含まれた。

※報告には、「就学学校長より報告を受けている」、「措置後、教育委員会主催の担当者研修会、会議で児童等の状況について報告やその後の協議を行っている」、「毎年実施される適正就学指導委員会時に状況報告を行う」、「次年度も現状の就学でよいかを就学指導委員会で協議している」、「保護者の意向、学校での子どもの様子などを継続して報告してもらっている」といったものであった。

※状況確認には、「学校訪問や授業公開日等で子どもの様子を見たり学校から聴取したりしている」、「学校生活の様子を直接見に行ったり担任や保護者に話を聞く」などであった。

※学校への対応のその他は、「教育相談員が個別に当該校長と連絡を取る」というものであった。

※助言・協議は、「保護者への就学先との連携についての助言」、「保護者を含めた学校との懇談を持つ」、「保護者と措置について話し合う」、「保護者と連携し情報を共有」などであった。

※保護者への対応のその他は、「体験入学等への同行、継続的相談窓口としての約束」であった。

(4) その他の充実方策

Table 25に、上記以外の就学指導委員会の充実方策について回答があった自治体の記述を示した。多くの自治体は無記入だった。

Table 25 その他の充実方策

自治体規模	その他の充実方策
A	就学後のフォローとして教育センターが「通常の学級で留意した教育が適切」と判断され措置された児童生徒の学校生活の状況を把握し、必要に応じて学校を訪問し支援のあり方について助言している。
B	特別支援教育に対する専門性の高い大学教授にも就学指導委員会に入らせていただくことで、一人一人の児童生徒の実態に即したきめ細やかな指導ができるようにしている。
C	判定とは別に保護者に対して子どもが成長できる教育の場はどこが適切かを正しく認識してもらうように相談や働きかけを充実している。
C	判定を要する子ども以外の配慮を要する子についても状況等の共通理解及び支援についての協議をしている。
D	視察研修

6. 今後の課題

(1) 保護者に対する就学に関わる枠組み（法的／制度的／主旨・目的など）の説明

保護者に対する就学に関わる枠組み（法的／制度的／主旨・目的など）の説明をしているか否かについて、Table 26に示した。A, B, Dはしていると答えた自治体のほうが多かったが、Cはしていないと答えた自治体のほうが多かった。

Table 26 保護者に対する就学に関する枠組みの説明

自治体規模	保護者への説明		
	している	していない	無記入
A(3)	3	0	0
B(9)	6	2	1
C(21)	7	12	2
D(7)	4	2	1

Table 27には、保護者への説明を行っているとは回答した自治体について、いつ誰がどのようにしているかを示した。自治体によっては、就学相談会の周知の時点ではなく、就学相談会への申し込み時や就学相談会の場において行われている場合があった。



福岡県における就学指導の現況と課題

Table 27 保護者に対する就学に関わる枠組み（法的／制度的／主旨・目的など）の説明

自治体規模	自治体No	保護者への説明		
		いつ	誰が	どのように
A	1	就学相談会案内の際	関係機関（幼稚園、保育園等）を通じて	関係保護者に説明のプリントを配布する。
	2	障害児通園施設 の要請により	教育委員会事務局 担当者	園に出かけ、保護者に説明している。校、園長会議や保育所連盟施設長会議、各区幼稚園長会議等に出かけ説明している。
	3	就学相談時	担当職員	文書配布と説明、養育機関や保護者の会などに出向き説明している。
B	1	家庭訪問時	担当職員	個別の教育的ニーズへの理解を図る（パンフ等を使って）。
	2	指定日	担当職員	口頭または文書。
	3	就学相談時	担当職員	相談中に行う。
	4	就学相談会	就学指導委員	主旨等の説明を行っている。
	5	相談があった時	担当職員	口頭で。
	6	就学指導の申し込 みが提出された後	担当者	電話でまず話をする。その後検査の日程調整を行っ ている。
C	1	入学予定者の状況 が把握できた時点	相談員	保護者に教育委員会まで足を運んでもらって就学 の流れについて説明している。
	2	個別に就学相談を 行う最初の日	就学指導担当者	「就学指導の手引」により口答で説明している。
	3	保護者と話し合う 前	教育委員会	就学指導の主旨、目的を話す。
	4	7月	各施設長	指導対象者と思われる保護者へ口頭にて。
	5		教育委員会	保護者との面談の中で。
	6	就学前(2,3年前)		発達相談等と協力して。
	7	6月、就学相談資料 配布時		学校長、特学担任に。
D	1	就学前健康診断時	校長	保護者の意見を聞く。
	2	教育相談の前後	教育委員会担当者	直接面談。
	3	教育相談時		
	4		学校長	保護者に来校してもらって説明。

※自治体No.は、Table 24とは対応していない。

(2) 就学相談にあがらない子ども

就学予定児で就学相談にあがらない子どもがいる（と思われる）かどうかについて、Table 28に示した。A、Bではもれている子どもがいるとすべての自治体が答えたが、C、Dではいないと答えた自治体の方が多かった。

Table 28 就学相談からもれている（と思われる）子どもがいるか

自治体規模	もれている子ども		
	いる	いない	無記入
A(3)	3	0	0
B(9)	9	0	0
C(21)	8	10	3
D(7)	2	5	0

Table 29には、就学相談にあがらない子どもがいる（と思われる）のはなぜかについて回答のあった自治体の記述を示した。A～Dを通して、保護者が相談等を望まない、就学前機関に通っていない、健診を受けていないとする自治体が多かった。また、就学前機関（幼稚園、保育園）の協力が得られないことによる場合をあげる自治体も少なからずあった。

Table 29 就学相談からもれている（と思われる）子どもがいるのはなぜか

自治体規模	相談にあがらない子がいる理由
A	・ 保護者が相談会を望まない場合又は、関係機関が特別な教育的支援の必要性に気づいていない。
	・ 保護者が子どもの障害を受容できず、就学相談を希望しないため。 ・ 養育施設や保育園等に通っていない場合など、就学時健診などでわかる。
B	・ 3歳児健診等未受診の場合があり、就学前教育も受けていないケースがあるため。
	・ 保護者に情報あり。
	・ 市外の障害施設の園から直接養護学校小学部入学手続きを行っていたため。
	・ 保護者が就学相談自体を希望していない場合等。
	・ 保護者が相談を希望しない、該当者だと思われるも保育園や幼稚園がなかなか声をかけづらい。
	・ 就学前の健診や教育相談を受けない子ども（保護者）もいるため。
	・ 通園、通所をしていない在宅の子ども、保護者に相談する意向がない場合。
・ 保育所、幼稚園に依頼（市内）しているのもれがある。	
C	・ 保護者が就学指導の申し込みを希望されないため。
	・ 保護者が障害を認めがらず、公的な健診が未受診の場合など。
	・ 入学直前に転居等で転入したお子様の状況が把握できないケースがある。保護者の申告を頼るしかない。
	・ 当町立保育所、幼稚園に通っている児童についての状況を把握できていないため。
	・ 幼稚園、保育園よりの連絡がない。就学時の健康診断で見つけることができなかった。
	・ 保護者の理解が得られない等。
D	・ 保育園、幼稚園、保護者の同意が得にくい。
	・ 保護者の強い希望により、該当園等から報告されない。
	・ 他の市町村の幼稚園などに通園している方で情報がとれない。
	・ 保護者の意識が低く、申し出られない方がいらっしやと思う。

### (3) 判定結果の妥当性等に対する(自己)評価の実施

判定結果の妥当性等に対する(自己)評価を実施しているか否かについて、Table 30に示した。ほとんどの自治体はしていないか無記入であった。

Table 30 判定結果の妥当性等に対する(自己)評価

自治体規模	判定への自己評価		
	している	していない	無記入
A(3)	0	3	0
B(9)	2	7	0
C(21)	2	16	3
D(7)	1	5	1

Table 31には、判定結果の妥当性等に対する(自己)評価の方法について、評価をしていると回答した自治体の記述を示した。

Table 31 判定結果の妥当性等に対する(自己)評価の方法

自治体規模	判定結果の妥当性等に対する(自己)評価の方法
B	・ 就学年度の9月に各学校より状況報告をいただき、就学指導の成果と課題を確認している。
	・ 就学指導委員会の開会に先んじて判定に関する入念な打ち合わせを行い、妥当性を高めるようにしている。
C	・ 入学後の子供の状況から評価している。
	・ 担当者が専門家（臨床心理士、ソーシャルワーカー、STなど）の見解を伺うなどして
D	・ 教育委員会内部で協議

## 福岡県における就学指導の現況と課題

### (4) 就学指導のシステムの改変経緯

就学指導のシステムについて、過去にどのような改変を行ってきたか（その①目的と、②結果を含めて）について、Table 32に示した。分かる範囲での回答を依頼したが、多くの自治体は無記入であった。

Table 32 就学指導のシステム改変の経緯

自治体規模	システムの改変の経緯		
	目的	改変内容	②結果
A	客観的データを確保するため。	就学相談の申し込み者の保護者にS-M社会生活能力検査を送付し記入を依頼する。	—
A	—	①問診者と検査者が2人1組になり、より適切な判断を行えるようにした。②相談会に来談する保護者の就学に関する考えや子どもの実態を就学相談書で把握した上で問診、検査者の専門性を考慮して事前に担当者を決定した。	①問診者と検査者が必要に応じてお互いの情報を確認しながら就学相談を進めることができた。②専門的視点から適切な判断ができた。
B	お子さんの就学に関して悩んでいる保護者の多くの方に、就学指導委員会に懸かってもらうため、なるべく保護者へのプレッシャーを少なくするため。	面談の場所や委員の役割分担などを考えた。	—
C	—	—	町で条例化した就学指導委員会が開催できるようになった。
C	幅広い分野で委員会運営	委員増員	—
C	—	就学指導委員会は昭和53年に町条例で設置されたが、永く休眠状態であったが、平成13年に活動を始めた。	—
C	委員会組織のスリム化による協議等の充実及び事務の効率化を固めるため。	委員会の廃止、それに伴う委員の大幅見直し（削減）。	—

### (5) 現在の運営上の問題点・課題

現在の運営上の問題点・課題については無記入が多かったが、回答のあった自治体の記述をTable 33に示した。Aでは、通常の学級におけるLD等への対応を思わせる記述が認められた。これに対し、B～Dでは認められず、判定と保護者の意見との不一致への対応が共通していた。

### 7. 今後のプラン

上記現在の運営上の問題点・課題を踏まえた今後の改善等のプランについて、Table 33に示した。「教育センターの教育相談とのいっそうの連携」、「広域での判定会議」、「『就学指導アドバイザー』の設置」のようにシステム上の改変をあげる例もみられたが、多くは無記入であった。また回答のあった自治体の中にも検討中とするものがあった。

Table 33 現在の運営上の問題点・課題とそれを踏まえた今後の改善等

自治体観	自治体No	現在の運営上の問題点・課題	課題を踏まえた今後の改善等
A	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対症児が年々増加しているため就学相談の対応が困難になってきている。</li> <li>・ 軽度発達障害児の診断ができる医療関係者が不足している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在検討中。</li> </ul>
	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就学相談を申し込む対象児の実態が多様化している。</li> <li>・ 広汎性発達障害等、日常の生活状況の観察を必要とするケースや関係機関との会議を必要とするケースなど、相談に時間を要するケースが増加している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就学相談の長期化及び子どもの特性に応じた就学の判断への対応として、就学相談の過程での教育相談の機能をより充実させていくため、教育センターの教育相談とのいっそうの連携に努める。</li> <li>・ 今後の特別支援教育の導入において、今までの判定機関の役割を変えていく必要があるが、どのように変更していくか検討中にある。</li> </ul>
	3	—	—
	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者に情報あり。</li> </ul>	—
	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 判定、諮問機関としての就学指導委員会のあり方、検討の必要あり。</li> <li>・ 全国的に就学指導委員会のあり方そのものを考えなくてはならないと思います。</li> </ul>	—
	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 判定結果と保護者の希望が一致しない場合の調整が難しい。</li> </ul>	—
B	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就学時健診診断時の教育相談を就学指導委員会の就学相談として活用したいが困難なところがある。</li> </ul>	—
	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎年40人近いお子さんを2日に分けて面談・判定しているため、1人1人に十分な時間をとることができない。</li> </ul>	—
	6	—	—
	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就学指導委員会で判定を出しても、特殊学級新設の要望期限は10月11日調査。日程的には学校、保護者との協議も重なることなくはならず無理な期限と思われる。</li> <li>・ 就学指導委員会の判定には、向う法的拘束力もなく、保護者にとっってはただの参考程度にしかならぬ。</li> <li>・ 専門の知識と経験をもつともふさわしい教育を行うところはどこか」という視点に立っていない。</li> <li>・ 福祉・医療等の関係機関との連携を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旨・豊・養護学校教諭を委員とすること。</li> <li>・ 判定には力もなく、保護者の意向を無視した就学は認められておらず、判定は判定とし、後は保護者次第と思われる。</li> </ul>
	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門の知識と経験を有する人材が必要。</li> <li>・ 保護者の意識がもつともふさわしい教育を行うところはどこか」という視点に立っていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成17年度より、専門の知識と経験を有する「就学指導アドバイザー」を設置する。</li> </ul>
	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就学指導の必要であると思われる児童の保護者からの相談がないので、事前のコンタクトが取りにくい。</li> </ul>	—
C	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現実的には10月に実施する就学時健診を受けてからの相談となり、十分な相談期間がとれない。</li> </ul>	—
	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就学相談は年に2回9月に開催され、それ以降に相談・判定を希望された場合対応できないこと。</li> </ul>	—
	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 判定結果について、保護者の理解が得られないケースが増加傾向にある。</li> </ul>	—
	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者の希望(要望)が強くと適正な指導ができないときがある。</li> </ul>	—
	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者の考えが他五感先で話し合いが長引く事が多い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域での判定会議ができればよいのだが。</li> </ul>
	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就学相談等で得た情報の共有化(プライベートの保護に十分配慮して)とそれを生かす手立ての工夫(記録用紙などの統一化)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期的に関われる部門内特殊学級担当委員会と協議を進めていく。</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年に一度しかないため、転入生の場合や年度途中で保護者からの希望(相談)があった場合対応が難しい。</li> </ul>	—	
10	—	—	
D	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 判定に対して保護者が納得しない場合、保護者の意見に合わせるを得ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就学指導委員会に専門的な立場の方々を加える。</li> </ul>
	10	—	—

\*自治体 No.は、Table 27 とは対応していない。

#### IV. 考 察

##### 1. 自治体の人口別分類

自治体は人口規模によりA：人口10万人以上，B：5万人以上10万人未満，C：1万人以上5万人未満，D：1万人未満の4つの自治体カテゴリーに分けられた（Table 3）。全体として40％程度の回収率であったが，回収できた自治体は，自治体規模からみて福岡県の現状を一定程度反映するものと考えられた。

##### 2. 就学指導委員会の対象となった子どもの人数

自治体規模による分類とほぼ対応しており，福岡県下の自治体の分布をよく反映しているといえた（Table 4）。就学後の措置変更および就学相談以外の教育相談についてみると，A～Dの自治体カテゴリー内で他の自治体と比較して多い自治体があった。これは就学後のフォローアップ体制等との関連が考えられるが，今回は自治体内の項目間の関係性に関する詳細な分析は行わなかった。そのような分析のためには特定の自治体を取り上げるかたちにならざるを得ないが，今回の調査では特定の自治体を取り上げることはしないという前提で行ったためである。

##### 3. 連携機関

###### (1) 関連する領域の機関との連携

A以外のB～Cの自治体では，約半分が，連携機関は4つの種別のうち1または2という数であり，また無記入の自治体も $1/3 \sim 1/4$ と多かったことから，①利用可能な資源の乏しさ，あるいは②資源はあるが十分に連携ができていないことがうかがえる（Table 6）。

一方，自治体の規模と利用可能な資源とに関連があると予想されたが，全体的にみると他機関との連携の程度は必ずしもA～Dで大きな差はなかった。したがって，利用可能な資源の乏しさ，難しさを前提としつつも，各自治体は利用可能な範囲で連携していると思われた。

就学前機関をみると，B，Cではあまり多くなかった。他の機関と比べると，就学前機関，特に幼稚園，保育所は小・中学校と同様に自治体規模にかかわらず，一定数の数があると思われるので，意外な結果といえた。また，就学指導は教育領域の問題であるのにもかかわらず，教育系機関との連携が乏しいことも目立った。福祉系機関も決して十分とはいえないが，教育系機関に比べれば多く，特にDの自治体で多かった。ただし，逆にDでは医療系機関との連携が乏しかった。B，Cにもその傾向がみられた。小児科医の減少が社会問題化しているが，その影響が示唆された。利用可能と思われるが利用できていない資源がある場合の理由については多くが無記入であったが，回答のあった例をみると（Table 7），連携を断られたケースが目立った。また，「日常的に接点がない」ので，「積極的に連携を取り担当者との信頼関係を築く」ことが解決策である，としたものもあった。無記入の多くにもこうした例があるものと思われる。後者については就学指導体制側の努力によって解決可能な問題であるため，積極的対応を期待したい。

###### (2) 就学時健康診断との連携

就学時健康診断との連携をしている自治体は，A～Dのいずれもほとんどなかった。就学時の健康診断は，学校保健法第4条において市町村教育委員会が行わなければならないこととなっている。続く第5条では，「市町村の教育委員会は，前条の健康診断の結果に基

き、治療を勧告し、保健上必要な助言を行い、及び学校教育法第二十二條第一項に規定する義務の猶予若しくは免除又は盲学校、聾学校若しくは養護学校への就学に関し指導を行う等適切な措置をとらなければならない」となっている。これに関して、「学校保健法施行規則の一部改正等について」（平成14年3月29日付け文科ス第489号文部科学省スポーツ・青少年局長通知）では、別紙において事後措置の留意事項として、次のように示されている。「就学時の健康診断の結果、盲者、聾者又は知的障害者、肢体不自由者若しくは病弱者の疑いがある場合には、市町村の教育委員会において、就学時の健康診断を担当する部局と就学相談・就学指導を担当する部局との間で十分な連携を図り、適切な就学相談・就学指導を行う必要がある。更に必要な検査、精密検査を受ける必要があると認められる場合はその旨を指導するとともに、市町村の教育委員会はその検査結果を踏まえて適切な就学相談・就学指導等を行うことが適当である」。これにもかかわらず、現状では就学時健康診断との連携が十分にできていないことがわかった。このため、結果5/②に示されたように（Table 19）、自治体によっては3歳児健診などの乳幼児健康診断の結果を福祉系の担当課から得るといった現象も起こっているようである。就学指導資料（平成14年5月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）には「就学指導を円滑に進めるためには、地域における早期からの教育・医療・福祉等の関係機関の連携が重要である。特に、障害のある幼児が通園している幼稚園、保育所、通所訓練施設等の関係機関との密接な連携を図るためには、地域の実情、保護者の心情等を考慮し、関係者の十分な理解を得ながら、望ましい連携の在り方について検討し、それらを具体化していくことが大切である」とある。この点について、「21世紀の特殊教育の在り方について（最終報告）」に示されるように、今後、「市町村教育委員会においては、…教育委員会や学校、医療機関、児童相談所、保健所等の関係者で構成する特別の相談支援チームのような組織を作り、健康診断や育児相談等の場において、教育相談を同時に開催するなどにより、教育・発達相談の機会の充実を図る」ようなことを通して、関係各機関との連携とそれに基づく就学時健康診断の活用が望まれる。

#### 4. 委員構成

##### (1) 小・中学校関係者

委員構成をみると（Table 8）、校長等を含む小学校、中学校教員はほぼすべての自治体で委員を構成しており、この点では十分な体制であるといえる。

しかしながら、小・中学校において通常の学級担当教員の十分な理解が得られないといったケースはよく耳にすることである。あるいは校長の理解が乏しく、通常の学級担当教員が孤軍奮闘している、というケースも耳にすることがある。LD、ADHD、高機能自閉症等の通常の学級に在籍する要配慮の児童生徒や、特殊学級、通級の指導の対象児童生徒に対する十分な支援を行っていくためには、校長・教頭をはじめとする通常の学級の教員の理解が大切である。この点で、例えば「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」（文部科学省、2004）に示されているような校長によるリーダーシップのもとでの全校的な支援体制を確立するためには、特殊学級等が設置されている学校長だけでなく、設置されていない学校長や、通常の学級担当教員が就学指導委員会に参加できるようにすることも重要であると考えられる。また、就学指導資料には「教育委員会が設置する就学指導委員会も、就学後においても教育的支援の内容等について校長に助言したり、

## 福岡県における就学指導の現況と課題

校内就学指導委員会と連携したフォローアップが重要であり、校内就学指導委員会は、その結果に基づいて弾力的かつ機動的に、より適切な内容や方法へ変更を検討することが大切である」とある。この点で、各校就学指導担当教員が委員会に参加することも重要になってくるかもしれない。本調査では各校就学指導担当教員が委員として参加するとした自治体は1であった。埼玉県草加市では、在学する児童生徒の就学相談は校内就学相談委員会が担うシステムとなっており、「ちょっと気になる子」「配慮の必要な子」を含めた支援が行われている（品川，2003）。今後、校内就学指導委員会の現状についても調査していく必要がある。

### (2) 小・中学校特別支援教育コーディネーター

特別支援教育の推進に当たっては、特別支援教育コーディネーターの役割が重要である。しかしながら、委員として小学校または中学校の特別支援教育コーディネーターが参加する自治体は少なかった。就学指導委員会の就学後のフォローアップ機能を充実したり（特に通常の学級相当だが要配慮の子どもへの対応）、就学後の状況から措置判定の妥当性を評価したり、小学校から中学校への就学に際しての就学指導をよりよいものにするためには、現在文部科学省の特別支援教育推進事業として配置が進んでいる特別支援教育コーディネーターの参加を今後念頭におくことも意義があると思われる。

### (3) 指導主事、専門家チーム、巡回相談員

指導主事が参加する自治体はA～Dいずれも比較的認められたが、専門家チームあるいは巡回相談員が委員として参加する自治体はほとんどなかった。専門家チームは、教育委員会に置かれる教育委員会の職員、特殊学級や通級による指導の担当教員、通常の学級の担当教員、盲・聾・養護学校の教員、心理学の専門家、医師等で構成される組織であり、主な役割はLD、ADHD、高機能自閉症か否かの判断、児童生徒への望ましい教育的対応に関する専門的意見等の提示などである。また巡回相談員は、教育委員会が委嘱する、LD、ADHD、高機能自閉症に関する専門的な知識や技能を有する者であり、主な役割は児童生徒に対する指導内容・方法に関する助言、学校の支援体制に関する助言等である。つまり、専門家チームや巡回相談員は子ども一人一人を詳細に把握する立場にあり、特別支援教育コーディネーターと同様の理由で、委員として参加することは意義があると思われる。

### (4) 盲・聾・養護学校関係者

盲・聾・養護学校に措置された子どもについては、その就学後のフォローアップ等の就学指導委員会に期待される機能充実を考えると、小・中学校における場合と同様に盲・聾・養護学校の特別支援教育コーディネーターをはじめとした盲・聾・養護学校関係者が参加する意義は大きいと思われる。しかしながら、盲・聾・養護学校の特別支援教育コーディネーターが参加する自治体は皆無であった。「今後の特別支援教育の在り方について（中間まとめ）」でより具体化された地域センター的役割を、盲・聾・養護学校がより充実していくためには、これらの委員参加も意義があると思われる。

### (5) 就学前機関関係者

就学前機関関係者が委員として参加することが少ない傾向がBの自治体において認められた。他の自治体においても決して多いとはいえなかった。就学前後をつなぐ就学指導委

大平 壇・木 船 憲 幸・石 坂 郁 代  
納 富 恵 子・太 田 富 雄

員会の機能を十分に発揮するためには、就学前機関との連携は不可欠であろう。今後、連携をすすめるにはどうすべきか、検討を要する。

#### (6) 医療関係者、福祉関係者

医療関係者はA～Dのいずれにおいても比較的参加していた。連携機関としては医療系機関はB～Dで少ない傾向が示されたが、委員の確保に尽力している自治体の実情がうかがわれる。これに対して福祉関係者は、就学前機関関係者と同様にBにおいてやや少なかった。就学前は福祉系の領域が主になること、就学後の学習支援は就学措置上の判断が前提になることから、これらの領域の機関との連携は必須といってもよいだろう。また、「21世紀の特殊教育の在り方について（最終報告）」では「教育相談体制の充実を図るため、…心理学、医学等関係分野の専門家の助言や支援を受けるなどの取組に努めることが望ましい」とあること、これを受けて平成14年9月施行の学校教育法施行令の一部改正では、第18条の2において認定就学者の判定に当たっては専門家の意見を聞くこととされた（教育学、医学、心理学その他の心身の故障のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見聴取）ことから、医療系のみならず児童相談所の心理判定員などの心理学の専門家を含めた今後の連携の推進が望まれる。一方、特に保健福祉行政（健診等）職員についてみると、委員となっている自治体は多いとはいえなかった。丸山（2003）は、「障害を早期に発見し、適切な相談を進めながら障害児のニーズにあった就学指導が進められるためには、就学指導委員会の構成メンバーに乳幼児健診に関わる職員を加えることが、乳幼児期から一貫した就学相談・指導を行うことが出来るのではないかと考えて、栃木、群馬、埼玉県内209の市町村教育委員会を対象に調査したところ、これらの市町村では59.2%が委員として「加えている」とし、「今後検討する」は39.1%であった。この点においても、既存のシステムが有機的に連携することでより効率的、効果的な成果が得られるよう望まれる。

#### (7) 学識経験者

学識経験者は、C、Dにおいて1／2程度と少なかった。「21世紀の特殊教育の在り方について（最終報告）」でも「市町村教育委員会は、幅広い分野の専門家や地域の有識者等を就学指導委員会の委員とするよう努め、…」、「就学指導委員会の委員は、幅広い検討を行うため、様々な分野の専門家や地域の有識者等で構成されることが望ましい」といったように繰り返し述べられている。したがって、医療等の各領域の専門家と同様に学識経験者についても今後、委員としての充実が求められる。

#### (8) 保護者代表

その他の委員としては、保護者代表を委員としている自治体が1あった。1982年に全国の市町村教育委員会3,206を対象に実施された調査（笹森、1984）によれば、京都府下の市町村はこの時点でほとんどすべてにおいて障害児親の会の代表、障害児父兄代表、障害者代表、手をつなぐ親の会代表など障害者側の代表者を積極的に構成員に加え、当事者の声を直接反映させようとしていた、とのことである。就学指導体制が保護者に信用され、活用されるものとなっていくためには、今後は保護者代表等が就学指導委員として参加することも視野に入れていく必要があるだろう。



## 5. 実施形態

### (1) 実施形態

就学指導委員会の実施・運営形態について、総会（委員が集まり委員会の運営方針を決定したりする会）、就学相談会（直接子どもを観察・検査したり、保護者の話を聞いたりする会）、判定会議（子どもの就学措置を判定するための会）の3形態の実施状況を調べた（Table 9）。以下、就学指導委員会の本来的な機能から、重要度の点で判定会議、就学相談会、総会の順にみていく。

#### 1) 判定会議

Dの1自治体を除き、すべての自治体で判定会議を行っていた。これは就学指導委員会が教育委員会の諮問を受けて専門の見地から適切な教育の場についての判定を答申することをその役割の主とする機関であることを考えれば当然であろう。

1自治体は実施していなかった。小さな自治体では、相談員が現場を回って子どもを観察したり、保護者等との面談を通し、実質的に判定案を出して、これに基づき教育委員会が措置判定を出すケースがあることもよく聞くところである。このことをもってこれらの自治体における就学指導のあり方の適否をここでは述べることはしない。運営実態にはそれぞれ長短があるものと思われる。今後はこのようなケースに絞りフィールド調査を行うことも課題としたい。

#### 2) 就学相談会

判定会議に比べると、就学相談会はA～Dのいずれもやや少なかった。特にC、Dは1/2程度の自治体でしか行われていなかった。Aでも1自治体は判定会議のみであった。「21世紀の特殊教育の在り方について（最終報告）」にはじまる特別支援教育の転換において、「就学指導が円滑に行われるために、市町村教育委員会は、保護者等の求めに応じて、専門家の意見を聞く機会…を設けること」が指摘されている。また同答申では児童生徒の障害の状態や保護者の意見等を十分に把握するため保護者が意見表明する機会を設定することも指摘され（Table 1）、同様のことがその後の「障害のある児童生徒の就学について」（平成14年5月27日文科初第291号文部科学省初等中等教育局長通知）、就学指導資料においても繰り返し述べられている。この点で今後の充実が期待される。しかしながら上述のように、自治体によっては相談員のような立場の者が個別に相談を受け、意見を聴取している場合があることは考慮に入れる必要があろう。

#### 3) 総会

総会（委員が集まり委員会の運営方針を決定したりする会）は、A、B、Dでは就学相談会と同様であったが、Cでは就学相談会のさらに1/2の自治体でしか行われていなかった。本来的な就学指導委員会の機能からすればそれほど重要ではないように思われるが、委員会運営のあり方の逐次見直し・改善や、「4. 今後の課題／(3)判定結果の妥当性等に対する（自己）評価の実施」に示されたような判定の妥当性などの評価についても外部（他領域）の目から見た意見を取り入れることは重要であろう。

#### 4) その他の実施形態の詳細

その他の実施形態の詳細（Table 10）では、Cにおいて郡内の複数の町村による合同の総合判定会議が行われていた。「21世紀の特殊教育の在り方について（最終報告）」では「市町村教育委員会は、幅広い分野の専門家や地域の有識者等を就学指導委員会の委員とするよう努め、小規模の市町村教育委員会は、共同で就学指導委員会を設置することも検討すること」とある（Table 1）。続く291号通知、就学指導資料でも繰り返し述べられている。

したがって、今回は共同実施の実態については調査しなかったが、判定会議のみならず、就学相談会においても同様のことが期待される。

#### 5) 各実施形態における参加メンバー

就学指導委員会の各実施形態（総会、就学相談会、判定会議）における参加メンバーと就学指導委員会を構成する委員との相違についてみたところ（Table 11～14）、委員構成と一致しない場合が多々あるという結果から、委員構成とは別に実施形態による構成員の実態把握が必要であることが指摘された。

総会の参加メンバー構成と委員構成が異なった自治体は、総会を実施している全自治体のうちBの3自治体であり、そのうち1は医師が、残る2は医師および大学教員が除外されていた（Table 14）。上述のとおり、就学指導委員会のあり方や判定結果の妥当性等の検討に当たっては、外部委員の目が必要であろう。

就学相談会の参加メンバー構成と委員構成が異なった自治体において、地域の小・中学校関係者以外の職種（指導主事／専門家チームメンバー／巡回相談員、盲・聾・養護学校関係者、就学前機関関係者、医療関係者、福祉関係者、学識経験者）をみると、当該領域のメンバーが就学相談会に加わったり減ったりする自治体があり、その結果就学相談会に当該領域メンバーが参加している自治体数は、全体的に非常に少なかった（Table 12）。特に就学相談会から除外されることによって当該領域のメンバーが皆無となる自治体数は、盲・聾・養護学校関係者について2、医療関係者について4、福祉関係者について3、学識経験者について3もあった。先述のとおり、①保護者等の求めに応じて専門家の意見を聞く機会を設ける必要性があること、②認定就学者の判断に当たってこれら専門家の意見を聞く（学校教育法施行令）上では、実際には専門家が子どもを観察したり、保護者から生育歴などを聴取する必要があることを考慮すれば、就学相談会においてもこれらの参加メンバーが確保されることが望ましいであろう。

「4. 委員構成」では、小・中・特殊教育諸学校特別支援教育コーディネーターや校内就学指導委員、医師などの委員会参加の意義を指摘したが、実際問題として委員の肥大化は機動性を失う可能性もある。しかしながら、本項で示されたように、実際の運営・実施形態としては、総会、就学相談会、判定会議それぞれに参加メンバーが異なるケースもあることから、最もその意義を発揮できるかたちで適宜参加する柔軟な運営体制も今後検討していく必要があるだろう。

#### 6) 就学相談会における教育相談機能

規模の大きい自治体ほど就学相談会に教育相談機能は有していなかった（Table 15）。反対に規模が小さい自治体ほど教育相談機能を有す傾向が示された。筆者らが知る限りでは、福祉都市宣言をしてからの実績を有す政令都市の北九州市は、早くから就学指導委員会はその就学措置判定機能を確立し、一方で教育相談機能は養護教育センターが担ってきている。すなわち、両機能の分化が確立している。このようなことが結果に表れていることが示唆されよう。したがって、今後はこのように早期から分化・確立してきた大都市の就学指導委員会が、答申等で述べられている就学後のフォローアップ機能（Table 1）をどのように獲得していくのか、注目していく必要があるだろう。

#### 7) 就学相談会における個別の指導計画／個別の教育支援計画の利用

就学相談会における「個別の指導計画」あるいは「個別の教育支援計画」の利用の有無についても調べた（Table 16）。Bで1自治体、Dで2自治体利用していたのみであり、多いとはいえなかった。さらに今後の利用予定も「あり」と答えた自治体はほとんどなかっ

た。「21世紀の特殊教育の在り方について（最終報告）」では、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した相談支援体制の整備として「教育、福祉、医療等の関係者で構成する特別の相談支援チームは、個人情報適切な取扱いに配慮しつつ、こうした教育・発達相談の記録をファイルするなど継続的に活用し、教育・発達相談を積み重ねていくことによって、保護者等や子どもと関係者の間で相互理解と相互信頼が培われ、乳幼児期から学校卒業後にわたるそれぞれの段階で、その子どもに適し、かつ、可能な教育や福祉、医療、労働等の具体的な支援の内容が選択されることとなる」と述べている（Table 2）。就学指導委員会のあり方との直接的・具体的な関連性は明らかではないが、いずれにせよこうした子どもの個別の情報が一元的に蓄積され、それを利用することが今後求められてこよう。例えば阪南市障害児支援連絡会は独自に「支援連絡カード」という個別支援ファイルを作成する試みをしている（大阪府教育委員会「障害のある子どもの就学相談・指導の手引き」平成16年3月）。「個人情報を活用する方法としては、①就学指導時：就学指導委員会による所見に加え、具体的支援策を保護者に提示する。②就学時：就学指導資料を保護者に返し、保護者の希望により就学前の会議で活用。③学齢期：『個別の指導計画』の確実な引継ぎを行う。④常時：各機関に様式統一の『支援連絡カード』を常備し、保護者の希望・同意のもと、他機関への紹介状、子どものためのサポートカード、資料送付のための鑑等、必要に応じて作成→保護者によって次の機関への提出→提出された機関で活用。⑤常時：各機関の相談票・カルテ等に『他機関への引継ぎ 有・無』の項目を加えるか、相談時の担当者の言葉かけにより、スムーズな連携を深める」とある。「個別の教育支援計画」は特に、「障害のある児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うことを目的とする」ものであるとされる（今後の特別支援教育の在り方について（中間まとめ）／参考資料）ことから、この個人情報の就学指導委員会における活用のあり方が今後の課題となろう。

その際、保護者の了解をとった上で「個人情報の適切な取扱いに配慮」する必要がある。山梨県の市町村教育委員会を対象とした就学指導に関する調査（藤川・古屋, 2003）では、障害のある子どもに関する情報収集に際して保護者の承諾を「得ていない」とした市町村教育委員会が72.2%であった。この点については今後十分な配慮が期待される。また一方で、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を取り入れたり、活用したりするのに当たって、その手続き上の実際については今後の検討を要するであろう。

## (2) 公的連携に基づく他機関からの子どもの情報の取得

Cの3自治体以外はすべて、就学相談会等以外に、子どもの情報を公的な連携に基づき他機関から取得しているとした（Table 18）。本項の結果は、連携機関（Table 5）や就学相談会・判定会議メンバー（Table 12, 13）と必ずしも一致しなかった。すなわち公式に開催される就学指導委員会の会合としてというよりもむしろ、それに関連する裏方作業として行われている、といった方が実態に即しているようである（Table 19）。例えば幼稚園・保育所から情報を取得していると自治体は、Aが2/3、Bが3/9、Cが16/21、Dが5/7であり、こうしてみると何らかのかたちで実質的に就学指導委員会は情報を得ているといえそうである。しかしながら担当者間の人間関係により運用されるような場合は、担当者が変わるといったん機能が停止したりしてしまいかねない。今後は、システムとして機能するようになることが期待される。なお、丸山（2003）が障害のある子どもの保護

者191から得た回答では、「子どもの就学先について相談した相手（機関）が他の機関と連携を取り合ったこと」について、「適切な就学ために必要なこと、と思う」とした保護者が42名、「プライベートなことなので、余計なことをしてほしくなかった」とした保護者が0名であった。したがって、少なくともこの点では、就学指導委員会が他機関との連携を躊躇する理由はないといえよう。

なお、その際に個人情報の取扱いについて十分配慮を要することを再度強調しておきたい。

### (3) 判定に対する事後処理

#### 1) 保護者に対する判定通知

保護者に対する判定通知は、Cを除くほとんどの自治体が実施していた（Table 20）。しかし、Cでは約1/2強の自治体しか実施していなかった。「21世紀の特殊教育の在り方について（最終報告）」では、「市町村教育委員会が行った盲・聾・養護学校に就学すべき児童生徒であるとの判断の結果については、学校教育法施行令第11条において都道府県教育委員会に通知することになっているが、保護者等に通知することにはなっていないため、都道府県教育委員会から具体的に就学すべき盲学校、聾学校及び養護学校が通知されて初めて保護者等が市町村教育委員会の判断の結果を知る場合もある。このため、市町村教育委員会が盲・聾・養護学校に就学すべき児童生徒であるとの判断を行ったことを明らかにするため、市町村教育委員会がその判断の結果を保護者等に通知するように就学手続きを見直す必要がある」としている。保護者にとってみても、自分の子どもがどのように評価され、どこが適切と判断されたのかすぐには分からず、しかもそれが直接相談した市町村教育委員会ではなく、都道府県教育委員会から結果の通知だけがなされたら、上意下達の印象を持ってしまったとしても仕方がない。大高・高橋（2000）は江東区の小学校特殊学級および知的障害養護学校小学部に在籍する児童の保護者を対象にした就学に関する調査の過程で、ある保護者が「どこへ入学するかの話し合いに時間をかけていたのにもかかわらず、判定通知は心身障害学級というハンコを押した葉書一枚でした。教育委員会の熱意のなさにはがっかりしました」と述べていたことを挙げ、「このように、判定結果にいたるまでの詳細な情報を保護者に伝えず、結果だけが伝わるようなシステムが、保護者の就学指導委員会に対する根強い不信を生み出す要因にもなっている」と指摘している。就学指導委員会に熱意があっても、手続きが保護者に受け入れられないがために、熱意がないとされては互いに建設的とはいえない。保護者と協力関係を築くことは、子どもにとって最も適切な教育の場はどこかについて例え判定結果と保護者の意向が異なっても、その後の経過において好条件となることはあっても悪条件となることはないだろう。

#### 2) 判定通知の方法

判定通知の方法については、ほとんどの自治体が口頭（小学校長等を通す場合も含めて）または文書で行っていた。しかしながら、特に判定結果と保護者の意向が異なるケースではとりわけ、結果だけが文書で送られてきても納得がいかない、ということもあるだろう。少なくとも「どうしてそういう結果になったのか」という理由・説明が付されることが今後は期待される。

#### 3) 判定結果への不服等に関する対応

309号通達により就学指導委員会必置の明示がされ、その運用が開始されて以来問題とされてきたことに、判定結果と保護者の意向との齟齬がある（例えば茂木, 1977; 吉村, 1977;

## 福岡県における就学指導の現況と課題

仲嶺, 1983; 安治, 1988; 救仁郷, 1990; 小田, 1991)。そこで判定結果への不服等に関する対応を、誰が、どのように行っているかを調べた (Table 22)。基本的には行政職員が対応していた。どの自治体も、保護者との協議を行って調整を図っていることが示された。しかしながら判定結果と異なる保護者の意向が強い場合において特に、昨日まで他部局に配属されていたような行政職員のみでは困難を極めることは想像に難くない。その任を負わされた職員にとっても大変なことである。保護者が納得できる対応という観点からも、この点については今後の検討を要すると考える。これら一般の行政職員と指導主事や学校長などがペアになって協議・相談を進めている自治体の実施方法を参考にすることも一手段であろう。一方、原則として保護者の意向を尊重する、という自治体もみられた。丸山(2003)の調査でも、就学指導委員会の措置および指導に保護者が同意しないときの教育委員会の対応として最も多かったのが53.1%で「保護者の意向を尊重」する、というものであった。この点については、「7. 今後のプラン」で述べる。

### 4) 判定後のフォローアップ

判定後の子ども・保護者・教員等へのフォローアップについて、Cの3自治体（ほか無記入が4）以外はすべて実施していた (Table 23, 24)。多くの自治体が判定会議での内容（留意・配慮事項等）を学校（校長、担当教員等）へ何らかのかたちで通知していた（内容通知）。しかしながら実際の・個別具体的指導・支援方法の詳細という点では十分ではないといえよう。もちろんそれらは就学後の各学校における責任の範囲であるともいえるが、答申等で示された就学指導委員会の就学後のフォローアップ機能を考慮すると、いくつかの自治体で認められたように学校（校長、担当教員等）と現場レベルで連携して対応（連携）したり、その上で就学後の状況について学校から報告を受ける（報告）といったことが重要になってこよう。さらには就学指導委員会として就学後の状況について現場で様子を見るなどして情報を取得している場合（状況確認）もあるが、これはさらに積極的にその機能を果たしている場合といえ、参考になる事例といえよう。埼玉県草加市では（品川, 2003）、どの学級に在籍しても対象者の状態をフォローアップするシステムとしており、個人ファイルが作成され、知能検査や行動観察等の調査、就学相談の状況のデータが蓄積されるとのことである。特にこうしたデータに基づくフォローアップは、6/3における判定結果の妥当性等の検討においても重要である。この点は6/3で再び触れる。一方、保護者への直接の対応はあまり多くなかった。「一貫した相談支援体制」という観点からは、こうした保護者への助言・協議を行っている自治体の取り組みを参考にすることも重要であろう。

### (4) その他の充実方策

多くの自治体は無記入だった (Table 25)。大高・高橋 (2000) の調査では、就学相談を知っていたかという質問に対し、知らなかったと答えた保護者が10/102いた。また、知った経緯は「同じ障害児を持つ親から聞いて」が最も多く、大高・高橋も「行政の責任からも重要な問題である」としている。櫻井・戸田 (2001) の埼玉県内3市の保護者を対象にした調査でも、「障害児通園施設の先生から聞いて」とほぼ同数で「同じ障害児を育てる親から聞いて」が多かった。この点で、吉利・水石 (2003) の調査では、「就学指導における保護者等を支援する取り組み・特殊教育情報の提供」として、「教育相談窓口」、「電話相談の実施」、「インターネットを利用した相談事業やホームページの作成」、「子育てやレクリエーションサークルの開催」、「巡回相談・指導」、資料やリーフレット、市政だよりなどの

「紙面を活用した情報提供」, 「iモードを利用した情報提供」, 「『障害児理解のための講演会と映画の会』の実施」, 「障害児児童生徒作品展や盲・聾・養護学校紹介店の開催」, 「障害児教育指導員制度」, 「公開講座の実施」などが挙げられていた。2003年時点で挙げられていたものであるため、福岡県においても参考にできるものが多くあるかもしれないので引用した。

## 6. 今後の課題

### (1) 保護者に対する就学に関わる枠組み（法的／制度的／主旨・目的など）の説明

保護者に対する就学に関わる枠組み（法的／制度的／主旨・目的など）の説明をしているか否かについて、A, B, Dはしていると答えた自治体のほうが多かったが、Cはしていないと答えた自治体のほうが多かった（Table 26）。就学に関わる枠組みは、就学指導委員会側にとっては当たり前でも、保護者にとっては当たり前ではない。一般市民の感覚からいえば、なぜ親として自分の子どもに適していると思われるところに通わせられないのか、というのが普通であろう。説明がないばかりに、判定結果を出された保護者が「一方的に就学先を押し付けられた」といった印象を持って不思議ではないだろう。

### (2) 就学相談にあがらない子ども

就学予定児で就学相談にあがらない子どもがいる（と思われる）かどうかについて、A, Bではもれている子どもがいるとすべての自治体が答えたが、C, Dではないと答えた自治体の方が多かった（Table 28）。規模の大きい自治体と比べ、より小さい自治体の方が子どもひとりひとりを把握しやすいことが考えられる。

就学相談にあがらない子どもがいる（と思われる）のはなぜかについての回答をみると（Table 29）、A～Dを通して、保護者が相談等を望まない、就学前機関に通っていない、健診を受けていないとする自治体が多かった。櫻井・戸田（2001）の調査でも、就学相談を受けたのが65/87、受けなかったのが21/87と高率であった。また、就学時健診については受けたとしたのが51/87、受けなかったとしたのが34/87でやはり高率だった。その理由のひとつとしては、(1)で述べたように「一方的に就学先を押し付けられる」といったことを同じ障害のある子どもを持つ親から聞いて、受けることを拒否したというケースが考えられる。その他、就学指導や就学時健診に対する保護者のネガティブな意見・感想等を調査したものが参考になろう。例えば前者については、大高・高橋（2000）の調査では「頭から決めつける態度が目立った」、「一方的に話をする」、「短時間の行動観察では子どものことはわからない」といった意見が挙げられている。後者については、櫻井・戸田（2001）の調査では、「事前に連絡しておいたにもかかわらず、学校の配慮が足りなかった」など会場校の対応の問題を指摘するものや「知識のない医者が障害について、親子を傷つけるような言葉を平気で言う」、「健診の実施校と市教育委員会との連絡・連携が悪い」といった意見が挙げられている。また、(1)における就学指導の目的などの枠組みだけではなく、就学指導の流れ、日程や、大高・高橋（2000）が指摘するように「就学相談でどのような人が担当し、どのようなことをするのか」という情報が保護者につたえられていないために、不安をいっそう増大させているように思われる」ことも指摘される。丁寧な説明を通した（アカウントビリティ）保護者との緊密な関係を保つことが望まれる。

### (3) 判定結果の妥当性等に対する(自己)評価の実施

判定結果の妥当性等に対する(自己)評価は、ほとんどの自治体はしていないか無記入であった( Table 30)。藤川・古屋(2003)の調査では、山梨県では在籍校と連絡を取り合いながら追跡調査を行っている市町村教育委員会が51.2%、実施に向けてその予定のあるものは31.7%にのぼっている。5/(3)で述べたように、判定結果の妥当性等を評価していくうえで、就学後のフォローアップは重要である。渡部(1981)も「就学先の決定が真に『教育を受ける権利』を保障するものであったかどうかは基本的に就学後の教育実践によって検証される。従って、就学指導後に追跡調査を行い、学期ごと又は学年ごとに教育成果の到達度を評価し、就学中の教育相談を行い、場合によっては関係者の合意の下に再就学指導(措置変更)を行うことによって審査機能はよりよく果たされるものとする」としている。特にデータに基づくフォローアップは、判定の妥当性等に対する実証性を付与するものであり、保護者等との協議において、当該の子どもにとって本当に「よい」就学先はどこか、について資料を提供し、説得力を持たせるものとなるに違いない。

### (4) 就学指導のシステムの改変経緯

就学指導のシステムについて、過去にどのような改変を行ってきたか(その①目的と、②結果を含めて)について質問したが、多くの自治体は無記入であった( Table 32)。無記入が多かった理由としては、過去の改善の経過等について担当者間で引き継がれていないことが考えられる。公的機関の業務においてもその改善・効率化等の観点からPDS(Plan-Do-See)あるいはPDCA(Plan-Do-Check-Action)サイクルが求められてきており、実際多くの場合に導入されつつあるようである。特に就学指導委員会は直接に市民と対峙する業務であるから、その業務の見直しは絶えずしていく必要があるだろう。一方、回答の記述も自治体間で「何を改善とするか」についてギャップがあると思われる。利用者である保護者の意見にどれだけ応えられるか、が改善の第一の観点であることを挙げておきたい。

### (5) 現在の運営上の問題点・課題

現在の運営上の問題点・課題についても無記入が多かった。回答のあった自治体の記述( Table 33)をみると、Aでは通常の学級におけるLD等への対応を思わせる記述が認められたのに対し、B~Dでは認められず、判定と保護者の意見との不一致への対応が共通していた。このAの自治体に対し、B~DではLD等への対応がまだ十分ではないことが示唆される。

全体的な印象としては、Aの自治体が対応・改善してきたプロセスの途上に多くのB~Dの自治体はあるのではないと思われる。その場合、同じプロセスをたどるのではなく、昨今の改革の流れに対応することを通して、一足飛びの対応を期待したい。

## 7. 今後のプラン

上記現在の運営上の問題点・課題を踏まえた今後の改善等のプランについて、「教育センターの教育相談とのいっそうの連携」、「広域での判定会議」、「『就学指導アドバイザー』の設置」のようにシステム上の改変をあげる例もみられたが、多くは無記入であった( Table 33)。

5/(3)判定の事後処理において、就学指導委員会の措置および指導に保護者が同意しないときの教育委員会の対応として最も多かったのが53.1%で「保護者の意向を尊重」する

というものであった。1983年時点でも既に(笹森, 1984), 神奈川県各市町村教育委員会では「保護者の意見を尊重して」が57.1%であった。このような背景にはTable 33でみられたように、「就学指導委員会の判定には、何ら法的拘束力がない」ため、「判定は判定とし、後は保護者次第と思われる」という記述にあるような問題があろう。これはまた「保護者からの相談がない」ために情報が得られない、といったこととも関連していると思われる。これらのことは、子どもにとって望ましい教育を与えられる場を判定するという就学指導委員会の機能が崩壊しつつあることを示唆しており、そのため「全国的に就学指導委員会のあり方そのものを考えなくてはならないと思」うという記述になっていると考えられる。しかし大高・高橋(2000)が指摘するように、「就学相談・指導システムが矛盾を深めているとはいえ、その役割と機能は否定されるべきではない。むしろ障害児の適切な教育保障のために積極的な役割が求められ、そのための機能の充実が緊急の課題となっているのである」といえよう。これまで述べてきたような改善や、答申等への対応を通してなお、上記のような問題が残るのか否か、今後の経過をみる必要がある。

## V. おわりに

福岡県における市町村教育委員会の就学指導, 具体的には連携機関, 委員構成, 実施形態, 今後の課題, 今後のプランについて, 現状の課題とこれからの方向性に関する若干の示唆を得ることができた。本研究が特別支援教育の一層の推進に寄与することができれば幸いである。

## 文 献

- 1) 21世紀の特殊教育のあり方に関する調査研究協力者会議(2000) 21世紀の特殊教育の在り方について～一人一人のニーズに応じた特別な支援の在り方について～(最終報告)
- 2) 特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議(2003) 今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)
- 3) 中央教育審議会(2004) 特別支援教育を推進するための制度の在り方について(中間報告)
- 4) 文部科学省(2002) 就学指導資料
- 5) 文部科学省(2004) 小・中学校におけるLD(学習障害), ADHD(注意欠陥/多動性障害), 高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン(試案)
- 6) 品川文雄(2003) 就学指導における障害児学級担当者の役割―埼玉県草加市の場合(特集 障害児教育教員の専門性). 障害者問題研究, 31(3), 205-212.
- 7) 丸山東人(2003) 障害児の就学指導に関する研究. 東京大学大学院教育学研究科紀要, 43, 389-401.
- 8) 笹森 健(1984) 市町村教育委員会行政に関する研究―就学指導委員会を中心に―. 青山学院大学文学部紀要, 26, 19-39.
- 9) 大阪府教育委員会(2004) 障害のある子どもの就学相談・指導の手引き
- 10) 藤川 健・古屋義博(2003) 山梨県内の市町村教育委員会による就学指導に関する調査. 山梨大学教育人間科学部紀要, 5(2), 207-217.
- 11) 大高一夫・高橋 智(2000) 東京都における障害児の就学実態と就学指導システムの研究(第2報)―江東区の事例検討を中心に―. 東京学芸大学紀要 第1部門 教育科学, 51,



## 福岡県における就学指導の現況と課題

- 233-251.
- 12) 茂木俊彦(1977) 障害児の適正就学指導(障害児の教育権<特集>). 季刊教育法, 26, 33-46.
  - 13) 吉村喜好(1977) 精神薄弱児の就学指導. 長崎大学教育学部教育科学研究報告, 24, 327-338.
  - 14) 仲嶺貞夫(1983) 心身障害児就学指導の諸問題—沖縄県の場合を中心に. 障害児教育研究, 8, 37-55.
  - 15) 安治紘紀(1988) 就学指導体制等の在り方について(昭和63年度心身障害児就学指導研究協議会分科会報告第一分科会). 特殊教育, 57, 61-62.
  - 16) 救仁郷 勝(1990) 就学指導上の困難事例への対応について(心身障害児就学指導研究協議会分科会報告第三分科会). 特殊教育, 62, 63-64.
  - 17) 小田正則(1991) 就学指導上の困難事例への対応について(平成2年度心身障害児就学指導研究協議会分科会報告第三分科会). 特殊教育, 65・66, 116-118.
  - 18) 櫻井宏明・戸田竜也(2001) 保護者の視点から見た就学相談・指導の問題点 埼玉県内3市の障害をもつ子どもの保護者を対象としたアンケート調査をもとに. 障害者問題研究, 29(3), 206-215.
  - 19) 吉利宗久・水石陽子(2003) 「特別支援教育」に関する教育委員会の対応とその進捗状況—質問紙調査を通して—. 京都教育大学紀要, 103, 77-92.
  - 20) 渡部昭男(1981) 「就学指導委員会」の任務及び機能—教育委員会の「諮問機関」として—. 京都大学教育学部紀要, 27, 213-223.

大平 壇・木船 憲幸・石坂 郁代  
納富 恵子・太田 富雄

平成 17 年 3 月 16 日

## 障害のある子どもの就学指導に関するアンケート

今回の調査の目的は、障害のある子どもの就学指導について、福岡県下の各自治体における実施の現況を知ることにより、よりよい就学指導の在り方を探るための情報を得ることです。

お答えいただいた内容はすべて統計的に処理し、貴自治体のみの回答を取り上げたり公表することはありませんので、ご協力いただけますようお願い申し上げます。

- 自治体名 ( )
- 就学指導委員会の名称 ( )
- 対象となった子どもの人数 (昨年度実績)
- 新入学時 ( ) 人 中学校就学時 ( ) 人 措置変更 ( ) 人
- 就学相談以外の教育相談 ( ) 人

調査者 : 文部科学省科学研究費補助金基盤研究(B)(2)  
「特別な支援を必要とする子ども」への就学・学習支援体制に関する福岡モデルの構築  
(課題番号: 15330202) プロジェクト・グループ  
代表 木船憲幸 (福岡教育大学障害児教育講座 教授)

お問合せ : 福岡教育大学障害児教育講座 助教授 大平 壇  
〒811-4192 福岡県宗像市赤間文教町 1-1  
電話番号 ☎  
FAX 番号 ☎  
E-mail ☎

# 福岡県における就学指導の現況と課題

## 1. 現状について

(1) 【基本事項】以下の基本事項について記入をお願いします。

①管轄区域とその近隣区域で、連携・協力・利用している資源にどのようなものがありますか（例：町立病院／等）。

[

②利用可能と思われるが利用できていない資源があれば、なぜ利用できてないか、イ利用のためにクリアすべきことは何かをお教え下さい。

[

(2) 【委員構成】就学指導委員会の委員構成を、別表の選択肢の中からお答え下さい（記入例：1, 2, 14）。

[

(3) 【実施形態】就学指導委員会の実施・運営形態についてお聞きします。

①次の a~d の選択肢の中から、実施している形態に○をおつけ下さい。

a. 委員が集まり委員会の運営方針を決定したりする会（以下、総会とします）

○総会を実施している場合は、以下の項目についてお答え下さい（参加者は、別表の選択肢からお答え下さい）。

ア. 年実施回数（      ）、参加者 [

b. 直接子どもを観察・検査したり、保護者の話を聞いたりする会（以下、就学相談会とします）

○就学相談会を実施している場合は、以下の項目についてお答え下さい（参加者は、別表の選択肢からお答え下さい）。

ア. 年実施回数（      ）、参加者 [

イ. 就学相談会に教育相談（就学措置後の学齢児童生徒の相談）機能はありますか。⇒ はい いいえ

ウ. 就学相談会等において「個別の指導計画」や「個別の教育指導計画」を利用した相談等をしていますか。

⇒ はい いいえ

エ. していなければ、今後利用する予定はありますか。⇒ はい いいえ

c. 子どもの就学措置を判定するための会（以下、判定会議とします）

○判定会議を実施している場合は、以下の項目についてお答えください（参加者は、別表の選択肢からお答え下さい）。

ア. 年実施回数（      ）、参加者 [

d. その他 具体的にお答え下さい：

[

②就学相談会等以外に、子どもの情報を公的な連携に基づき他機関から得ていますか。⇒ はい いいえ

どのように得ていますか（例：児童相談所等から直接担当者間で／保護者を通して／等、具体的にお願います）

[

大平 壇・木船 憲幸・石坂 郁代  
納富 恵子・太田 富雄

③判定に対する事後処理についてお尋ねします。

a. 判定通知をしていますか。 ⇒ はい いいえ

↓  
どのようにしていますか（例：市担当職員が口頭にて／はがきにて／等、具体的にお願います）

b. 判定結果への不服等に関する対処は ア誰が、イどのようにに行っていますか。

c. 判定後の子ども・保護者・先生等へのフォローアップをしていますか。 ⇒ はい いいえ

↓  
どのように行っていますか（例：判定会議で確認された具体的配慮事項を教育委員会から措置予定学校長に伝える／等）

④上記以外に就学指導委員会について取り組まれている充実方策などがあればお教え下さい。

## 2. 課題について

(1) 就学に関わる枠組み（法的／制度的／主旨・目的など）の説明を保護者に行っていますか ⇒ はい いいえ

↓  
①いつ②誰が③どのように  
行っていますか

(2) 就学予定児で就学相談に名前がアがらない子どもがい（と思われる）ますか？ ⇒ はい いいえ

↓  
理由をお教えください

(3) 判定結果の妥当性等に対する（自己）評価を実施していますか ⇒ はい いいえ

↓  
どのようにしていますか

(4) 就学指導のシステムについて、過去にどのような変更を行ってきましたか（その①目的と、②結果を含めておわかりになる範囲でお答え下さい）。

(5) 現在の運営上の問題点・課題はありますか。あれば具体的に答え下さい。

## 3. 今後のプランについて

「2-（5）課題について」における課題を踏まえ、今後の改善等のプランがあればお教え下さい。

\*質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

福岡県における就学指導の現況と課題

**別表： 職種**

小・中学校：	1. 小学校校長・教頭
	2. 小学校通常学級担当教員
	3. 小学校特殊学級担当教員
	4. 小学校通級指導教室担当教員
	5. 中学校校長・教頭
	6. 中学校通常学級担当教員
	7. 中学校特殊学級担当教員
	8. 中学校通級指導教室担当教員
	9. 小学校特別支援教育コーディネータ
	10. 中学校特別支援教育コーディネータ
	11. 学校心理士（スクールカウンセラー）
	12. 養護教諭
	13. その他（ ）
14. 指導主事	
15. 専門家チームメンバー	
16. 巡回相談員	
盲・聾・養護学校：	17. 校長・教頭
	18. 教員
	19. 特別支援教育コーディネータ
	20. その他（ ）
就学前機関：	21. 幼稚園・保育所職員（教員、保育士）
	22. 幼稚園長・保育所長
	23. 通園施設指導員
	24. 通園施設長
	25. その他（ ）
医療：	26. 医師
	27. PT・OT・ST等コ・メディカル
	28. 看護師
	29. その他（ ）
福祉：	30. 児童相談所職員
	31. 社会福祉士（ソーシャル・ワーカー）
	32. 保健福祉行政（健診等）職員
	33. 保健士
	34. その他（ ）
学識経験：	35. 大学教員
	36. 元特殊教育諸学校教員・校長・教頭
	37. その他（ ）
38. その他：	（ ）